

Snowboard.

Snowboard

Competition

Rules

スノーボード競技規則

2021年度改訂第29版

日本スノーボード協会



□ 日本スノーボード協会 競技本部組織図 □

2008年9月1日現在



スノーボード競技規則

第100条 競技全種目についての共通規則

第101条	参加資格	A-1
第102条	競技会の分類	A-1
第103条	競技会の種類	A-2
第104条	JSBA競技規則の適用	A-2
第105条	管理	A-3
第106条	公認競技会の申請	A-3
第107条	エントリー	A-3
第108条	保険	A-3
第109条	映写権	A-3
第110条	スポンサーと広告	A-4
第111条	公示	A-4
第112条	公式成績	A-4
第113条	成績の報告	A-4
第114条	国別コード	A-5
第115条	制裁	A-5
第116条	競技者の責務	A-5
第117条	競技者の用具	A-6
第118条	選手代表委員会(RR)	A-7
第119条	チームキャプテン(TC)	A-7
第120条	サプライヤー、サービスマンおよび企業代表者	A-7
第121条	年齢カテゴリー規程	A-7-1

第200条 競技会の運営の共通規則

第201条	組織委員会(OC)	A-8
第202条	競技委員会(RC)	A-8
第203条	OCによって任命される役員	A-9
第204条	JSBAによって任命される役員	A-10
第205条	ジュリー(裁定委員会)	A-15
第206条	チームキャプテン会議	A-16

第300条 競技地域に関する共通規則

第301条	スタート地域	A-17
第302条	サービス地域	A-17
第303条	スタート役員	A-17
第304条	コース	A-17
第305条	ゴール地域	A-18
第306条	フィニッシュ地域	A-18
第307条	フィニッシュ役員	A-18
第308条	競技会場アナウンスメント	A-18

第400条 競技の進行に関する共通規則

第401条	スタート順	A-19
第402条	抽選	A-19
第403条	スタート間隔	A-19
第404条	スタートの手順	A-19
第405条	遅刻者	A-19
第406条	有効なスタートと不正なスタート	A-20
第407条	公式発表	A-20
第408条	成績発表および表彰式	A-20
第409条	失格	A-20
第410条	抗議	A-21

第500条 競技施設

第501条	公認競技使用コース	A-23
-------	-----------	------

第600条 アルパイン競技における共通規則

第601条	アルパイン専任役員	A-24
第602条	コースセッター	A-24
第603条	旗門審判係長	A-24
第604条	旗門審判員	A-25
第605条	旗門	A-26
第606条	旗門の設置とコースの準備	A-27
第607条	計時装置	A-28
第608条	インスペクション	A-28
第609条	スタート地域	A-28
第610条	スタート順	A-28
第611条	再レース	A-29
第612条	正確な旗門の通過	A-30
第613条	アルパイン競技における失格	A-30
第614条	ジュリーまたはTTSによる懲戒方法	A-30
第615条	同タイム、同順位におけるリザルト表記	A-31

第700条 スラローム競技

第701条	コース	A-32
第702条	コースのセッティング	A-32
第703条	スラローム・コースの確認	A-32
第704条	2本目の制限	A-32
第705条	失格	A-33

第800条 デュアル・スラローム競技

第801条	定義	A-34
第802条	コース	A-34
第803条	コースの選択	A-34
第804条	コースの準備	A-34
第805条	スタート装置	A-35
第806条	スタートの手順	A-35
第807条	競技の進行	A-35
第808条	旗門審判員	A-38
第809条	失格	A-38
第810条	KOシステムにおけるペナルティ	A-38
第811条	最終順位	A-38

第900条 ジャイアントスラローム競技

第901条	コース	A-39
第902条	コースの設置	A-39
第903条	競技の実施	A-39
第904条	失格	A-39

第1000条 スーパージャイアントスラローム競技

第1001条	コースの一般特性	A-40
第1002条	コース	A-40
第1003条	競技の実施	A-40

第1100条 ハーフパイプ競技

第1101条	定義	A-41
第1102条	コース	A-41
第1103条	コースの準備	A-41
第1104条	参加人数枠	A-41
第1105条	トライアル(選抜会)	A-41
第1106条	公式練習	A-42
第1107条	予選	A-42
第1108条	決勝	A-42
第1109条	競技の実施	A-42
第1110条	スタート合図	A-43
第1111条	フォトセッション	A-43
第1112条	ヘッドジャッジ(HJ:技術審判長=主審も兼ねる)	A-43
第1113条	フリースタイル・ジャッジ(FJ:技術審判員)	A-44
第1114条	ジャッジの配置	A-44
第1115条	ジャッジ基準	A-44

第1200条 スノーボードクロス競技

第1201条	定義	A-46
第1202条	コース	A-46
第1203条	コースの整備	A-46
第1204条	インスペクションと公式練習	A-47
第1205条	スタートエリア	A-48
第1206条	スタート装置	A-48
第1207条	スタートの手順	A-48
第1208条	フライング	A-48
第1209条	フィニッシュ地域	A-48
第1210条	競技の実施	A-48
第1211条	失格	A-51
第1212条	インターフェア(IF)	A-51
第1213条	失格者に対する処罰	A-51
第1214条	コースマーシャル	A-51
第1215条	イエロー・レッドフラッグの定義	A-52
第1216条	公式リザルトの成立とポイントの付与	A-52

第1300条 スロープスタイル競技

第1301条	定義	A-54
第1302条	コース	A-54
第1303条	コースの準備	A-55
第1304条	参加人数枠	A-55
第1305条	トライアル(選抜会)	A-55
第1306条	公式練習とインスペクション	A-56
第1307条	予選	A-56
第1308条	準決勝(セミ・ファイナル)	A-56
第1309条	決勝	A-57
第1310条	競技の実施	A-57
第1311条	スタート合図	A-57
第1312条	フォトセッション	A-58
第1313条	ヘッドジャッジ(HJ:技術審判長=主審も兼ねる)	A-58
第1314条	フリースタイル・ジャッジ(FJ:技術審判員)	A-58
第1315条	ジャッジの配置	A-59
第1316条	ジャッジ基準	A-59

第1400条 ストレートジャンプ競技

第1401条	定義	A-61
第1402条	コース	A-61
第1403条	コースの準備	A-62
第1404条	参加人数枠	A-62
第1405条	トライアル（選抜会）	A-63
第1406条	公式練習とインスペクション	A-63
第1407条	予選（クオリフィケーション）	A-63
第1408条	決勝（ファイナル）	A-64
第1409条	競技の実施	A-65
第1410条	スタート合図	A-65
第1411条	フォトセッション	A-65
第1412条	ヘッド・ジャッジ（HJ：技術審判長＝主審も兼ねる）	A-65
第1413条	フリースタイル・ジャッジ（FJ：技術審判員）	A-66
第1414条	ジャッジの配置	A-66
第1415条	ジャッジ基準	A-67

第1500条 クォーターパイプ競技

第1501条	定義	A-68
第1502条	コース	A-68
第1503条	コースの準備	A-68
第1504条	参加人数枠	A-69
第1505条	トライアル（選抜会）	A-69
第1506条	公式練習とインスペクション	A-70
第1507条	予選（クオリフィケーション）	A-70
第1508条	決勝（ファイナル）	A-71
第1509条	競技の実施	A-71
第1510条	スタート合図	A-72
第1511条	フォトセッション	A-72
第1512条	ヘッド・ジャッジ（HJ：技術審判長＝主審も兼ねる）	A-72
第1513条	フリースタイル・ジャッジ（FJ：技術審判員）	A-73
第1514条	ジャッジの配置	A-73
第1515条	ジャッジ基準	A-74

第1600条 ジブ競技

第1601条	定義	A-75
第1602条	コース	A-75
第1603条	コースの準備	A-75
第1604条	参加人数枠	A-76
第1605条	トライアル（選抜会）	A-76
第1606条	公式練習とインスペクション	A-77
第1607条	予選（クオリフィケーション）	A-77
第1608条	決勝（ファイナル）	A-78
第1609条	競技の実施	A-78
第1610条	スタート合図	A-79
第1611条	フォトセッション	A-79
第1612条	ヘッド・ジャッジ（HJ：技術審判長＝主審も兼ねる）	A-79
第1613条	フリースタイル・ジャッジ（FJ：技術審判員）	A-80
第1614条	ジャッジの配置	A-80
第1615条	ジャッジ基準	A-81

第100条

競技全種目についての共通規則

第101条

参加資格

- 1 日本スノーボード協会（以下JSBAと略す）公認競技会に参加する者は、JSBA会員登録または更新を終了した者でなければならない。ただし、本規程第102条-2-3、3-3、-4で定める競技会はこの限りではない。
- 2 競技参加に際しては、アマチュア部門プロ部門を設ける。プロ部門の規定に関しては別に細則を設ける。

第102条

競技会の分類

- 1 全日本スノーボード選手権大会
全日本スノーボード選手権大会（以下、全日本と略す）はJSBAの主催により毎年1回開催される。
- 1 -1 全日本には、競技本部および地区により選抜されたすべての会員が参加する資格を有する。ただし、プロ登録会員を除く。
- 2 全日本スノーボード選手権地区大会
- 2 -1 全日本スノーボード選手権地区大会（以下、地区大会と略す）はJSBAの地区協会の主催により、毎年1回開催される。
- 2 -2 地区大会には、開催地区の会員であり、なおかつ各地区で定めるチーム登録規定により登録されたチームのメンバーに限り参加することができる。但し、プロ登録会員を除く。
- 2 -3 全日本学生スノーボード選手権大会（以下、学生大会と略す）は学生協会の主催により毎年1回開催される。
- 2 -4 学生大会は、大学生、専門学生及び大学院生に限り参加することが出来る。ただし、プロ登録会員を除く。
- 3 公認大会
- 3 -1 JSBAおよび地区協会以外が主催する競技会で、本規定第104条に合致している競技会を、公認大会とする。
- 3 -2 グレード1（以下G1と略す）公認大会には、すべての会員が参加することができる。ただし、プロ登録会員を除く。
- 3 -3 グレード2（以下、G2と略す）及びグレード3（以下、G3と略す）公認大会には、会員または非会員が参加することができる。ただし、プロ登録会員を除く。
- 4 エキシビジョン公認大会（その他の公認大会）
- 4 -1 JSBA競技規則に合致はしないが、その競技性を競技本部によって認められた大会をエキシビジョン公認大会（以下、EXと略す）とする。ただし、JSBAポイントランキングの対象にはならない。
- 5 国際大会
- 5 -1 JSBAに登録されているプロ登録会員が、海外の競技者と共に競技する。
- 5 -2 国際大会は、特別規則が発表されない限り、JSBAの公認競技規則に準じて行なわれる。
- 6 賞金授与の禁止
上記公認大会はアマチュア選手に対して、賞金の授与を行わ

ない。

第103条

競技会の種類

- 1 部門別
 - 1 -1 アルパインの部
次の4競技種目を、アルパインの部とする。
 - スラローム 略号(SL)
 - デュアル・スラローム 略号(DU)
 - ジャイアント・スラローム 略号(GS)
 - スーパー・ジャイアントスラローム 略号(SG)
 - 1 -2 フリースタイルの部
次の5競技種目を、フリースタイルの部とする。
 - ハーフパイプ 略号(HP)
 - スロープスタイル 略号(SS)
 - ストレートジャンプ 略号(SJ)
 - クォーターパイプ 略号(QP)
 - ジブ 略号(JB)
 - 1 -3 スノーボードクロスの部
次の競技種目を、スノーボードクロスの部とする。
 - スノーボードクロス 略号(SX)
 - 2 カテゴリー
 - 2 -1 次の年齢カテゴリーを設け、ポイントランキングの対象カテゴリーとする。ただし、主催者の都合によって、別途年齢別カテゴリーが設けられる場合もあるが、ポイント対象とはならない。
 - OPEN
 - U-9
 - U-12
 - U-15
 - U-18
 - 30+
 - 35+
 - 40+
 - 50+
- ※その他、年齢カテゴリーに関する規程は第121条を参照

第104条

JSBA競技規則の適用

- 1 JSBAに公認されようとする競技会は、JSBA競技規則に従って、競技を運営すること。
- 2 JSBA公認TSが同意したならば、規則の基本的精神を越えない範囲での修正や簡易化をしてもよい。
- 3 その他の変更は、すべてJSBA理事会の承認が必要である。

第105条

管理

JSBAカレンダーに発表されている各競技会は、担当TSによって管理される。

第106条

公認競技会の申請

- 1 公認競技会の申請は、所定の用紙をもって、毎年8月末日までにJSBA理事会に提出されなければならない。
- 2 すべての公認競技会は、開催地の各地区協会を通じて申請されなければならない。
- 3 申請された競技会は、JSBA理事会の承認を得た後、発表される。主催者は、JSBAから公認許可および公認料の請求書を受け取った後、請求書に記された期日（発行日より14日程度）までに公認料を納入しなければならない。期日までに納入されない場合、その公認は取り消される。

第107条

エントリー

- 1 すべてのエントリーは、JSBAの定めるところの、下記要項を満たした書式により、定められた期日までにエントリー・フォームを添えて、主催者事務局まで提出されなければならない。
 - 氏名／年令／性別／生年月日
 - 住所／電話番号
 - 血液型
 - 会員登録番号
 - 所属地区協会名およびチーム名
 - チーム・キャプテン名
 - 緊急の連絡先
 - 親権者の承認書および署名・捺印（但し未成年者の場合）
 - 免責同意書および署名・捺印
 - スポーツ傷害保険会社名および証券番号
 - 種目別使用ボード、バインディング、ブーツ名
 - 個人情報に関する取り扱い
 - エントリー用紙に記入不備がある場合、受け付けられない旨の注釈
- 2 競技者は、同一日程の2つ以上の競技会にエントリーすることはできない。
- 3 同一競技会において、重複するカテゴリーへのエントリーは認められない。

第108条

保険

JSBAは、大会主催者が競技関係者に対し、十分な責任保険を付保するように義務付ける。

第109条

肖像権

競技中における競技者の肖像権は、JSBAに帰属するものとする。

第110条

スポンサーと広告

JSBAが承認したオフィシャル・サプライヤー(公式用品供給業者)、スポンサー(後援者)は、競技会中のあらゆる映像、写真その他を、スポンサーや用具に関する広告に利用する件について、JSBAの許可を得なければならない。

第111条

公示

- 1 組織委員会は、当該大会のプログラムを発行し、役員、競技者に事前に配布しなければならない。
- 2 このプログラムには、下記の要項を記載しなければならない。
 - 競技大会の期日
 - 競技大会会場に関する事項
 - 会場に至る経路
 - 競技大会のタイム・スケジュール
 - 参加条件
 - 主要な役員名
 - 公式掲示板の配置
 - エントリーの締切日
 - エントリーの送付先である大会事務局の住所
 - リフトチケットの料金

第112条

公式成績

- 1 公式成績は、失格にならなかった競技者のタイムおよびポイント順に作成される。また失格者は公式成績上に記録される。
- 2 もしも2人又はそれ以上の競技者が同タイム又は同ポイントを得た場合の公式成績は、各競技種目ごとに定められた規定によって決する。
- 3 公式成績表には、最小限次の事項を記載すること。
 - 競技会名
 - コース及びリゾート名称
 - 主催団体名
 - 開催期日
 - 天候
 - カテゴリー名
 - 種目別順位およびタイムまたはポイント
 - 競技者の会員番号、氏名およびビブ番号
 - 担当TS名
 - 失格、途中棄権および不出場競技者の氏名
 - ジュリーメンバーの署名
 - ジュリーメンバー及びジャッジ名

第113条

成績の報告

- 1 主催団体は、競技会終了後ただちに、所定の書式によって競技会を担当したTSに公式成績を提出しなければならない。
- 2 主催団体より報告を受けたTSは、1週間以内に報告書を添えてJSBA競技本部まで提出しなければならない。

第114条

国別コード

国際大会での国名の書き方は、次の通り3文字で示す。

Albania	ALB	Israel	ISR
Andorra	AND	Italy	ITA
Austria	AUT	Japan	JPN
Argentina	ARG	Korea	KOR
Australia	AUS	Latvia	LAT
Belgium	BEL	Lebanon	LIB
Bulgaria	BUL	Liechtenstein	LIE
Brazil	BRA	Lithuania	LTU
Canada	CAN	Luxembourg	LUX
Chile	CHI	Mexico	MEX
People's Republic of China	CHN	Myanmar	MYA
Croatia	CRO	Netherlands	NED
Czech Republic	CZE	Norway	NOR
Denmark	DEN	New Zealand	NZE
Spain	ESP	Philippines	PHI
Estonia	EST	Poland	POL
Finland	FIN	Portugal	POR
France	FRA	Democratic People's Republic of Korea	PRK
Great Britain	GBR	Romania	ROM
Georgia	GEO	Russia	RUS
Germany	GER	Slovenia	SLO
Greece	GRE	Switzerland	SUI
Hong Kong, China	HKG	Slovakia	SVK
Hungary	HUN	Sweden	SWE
Islamic Republic of Iran	IRI	Thailand	THA
Iraq	IRQ	Chinese Taipei	TPE
Ireland	IRL	Turkey	TUR
Iceland	ISL	United States of America	USA

第115条

制裁

- 1 競技者、コーチ、チーム、チームキャプテンまたは主催団体が、本競技規則に違反した場合は、JSBA競技本部より次の制裁が与えられる。
- 1 -1 悪質な競技者に関しては、ジュリーまたはTSが警告としてイエローカード、または制裁としてレッドカードを発行する。3枚のイエローカードは、1枚のレッドカードに相当し、その有効期限は、発行の日より1年間とする。レッドカードを受けた競技者及びチームは発行日より1年間の公認競技の出場停止、コーチ及びチームキャプテンは資格の剥奪処分を受ける。
- 1 -2 主催者に関しては、一定期間公認の付与の停止処分を受けるその期間に関しては、JSBA理事会にて決定される。

第116条

競技者の責務

- 1 すべての競技者は、下記の事項を守らなければならない。

- 1 -1 JSBA競技規則に精通し、RCやジュリーの全ての指示に従わなければならない。
- 1 -2 競技者は、自己の為にスノーボーダー保険、またはこれに類する傷害保険に、大会前に加入していなければならない。
- 1 -3 スポーツマン精神に則って行動しなければならない。
- 1 -4 スポンサーに敬意を表さねばならない。
- 1 -5 薬物の影響下にある競技者の参加は認められない。
- 1 -6 競技者はいかなる場合も開会式や閉会式には参加しなければならない。正当な理由なく表彰式に出席しない場合、いずれの賞に対しても、その請求権を失う。例外的な状況の元では、他の競技者の代理による出席も認められるが、表彰台には立つことは認められない。
- 1 -7 ピブの着用
- 1 -7 -1 競技者は、競技中だけでなく公式練習中、インスペクション中および表彰式中も、ピブを所定の位置に前後がはっきり見えるように正しく着用しなければならない。また改造も許されない。
- 1 -7 -2 ピブの配布、又は返還は、OCの指示に従うこととする。
- 1 -7 -3 競技者がピブを紛失又は放置した場合、第115条-1-1が適用される。

第117条

競技者の用具

- 1 全ての競技者は、競技中において、JSBA公認用具を使用しなければならない。また公認用具であっても、不当な改造は許されない。
- 2 -1 リーシュコード(流れ止め)は、かならず着用しなければならない。また流れ止めは必ず足と用具を連結する物でなければならない。非着用者は競技会への参加は認められない。
- 2 -2 ただしスタート後に不可抗力により流れ止めが壊れた場合、ペナルティーは課されない。
- 3 -1 すべての競技者はインスペクション、公式練習、競技中にスノーボード・スキー用セーフティヘルメットを着用しなければならない。ヘルメットの着用方法はメーカー推奨に従わなければならない。ただし、アルパイン競技のインスペクションにおいてはこの限りではない。
ヘルメットは、ASTM F2040・US2040、CEN 1077、CSA Z263.1、SNELL S98・RS98、SGなどのスノーボードでの使用を想定した規格に適合した製品であること。メーカー推奨の使用期間を過ぎたもの、外観上の破損が確認できるものの使用は認めない。
なお、一度大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に異常がなくても保護能力が低下している場合がある。ヘルメット製造者、あるいはヘルメット製造者が指定した工場、代理店などに専門的判断を委ねること。
- 3 -2 競技中にヘルメットが破損、あるいはズレや脱落等により頭部が適切に保護されていない状態での滑走は許されず、その時点で滑走を中止しなければならない。
- 4 衣類に関しては、安全性を損なわない物を着用しなければならない。

- 5-1 競技者は、グローブ以外、バランスを取ることを目的とした用具または加減速を補助するような用具を着用したり、持つてはならない。
- 5-2 競技者は自身の出場するレース（演技）中において、映像記録機器*を着用することは許されない。ただし、公開練習（インスペクションを含む）においてはこの限りではない。
*P.O.V.カメラ、ウェアラブルカメラ、アクションカメラ等
- 6 全ての競技者はグローブの着用を義務付けられる。

第118条

選手代表委員会 (RR)

競技者の立場から、安全規則の履行を中心として、TSに直接助言または提言するために、選手の中から5名の代表を、TCミーティングにおいて選出することができる。

第119条

チームキャプテン (TC)

- 1 チームキャプテンの選出
- 1 -1 全日本においては、各地区協会より2名を選出する。
- 1 -2 地区大会・学生大会においては、各都道府県またはチーム単位にて1名を選出する。
- 1 -3 公認大会に於いては、チーム単位にて1名を選出する。
- 1 -4 国際大会においては、国単位またはチーム単位にて1名を選出する。
- 1 -5 事情によりTCを選出できない場合は、ライダーズ会議に変えることができる。
- 2 チームキャプテン (TC) の登録
第119条の方法によりTCを選出し、ただちにOCに登録しなければならない。
- 3 チームキャプテン (TC) の権利と義務
- 3 -1 権利
- 3 -1 -1 TC会議の決定は、すべて多数決による。参加TCは、それぞれ各1票の権利があり、他のチームの代理投票は認められない。
- 3 -1 -2 ジュリーに対し、抗議を提出する権利を有する。
- 3 -2 義務
- 3 -2 -1 TCはTC会議に参加し、選手登録、情報の伝達およびビブの配布に責任を持たなければならない。
- 3 -2 -2 JSBA競技規則に精通していなければならない。

第120条

サプライヤー、サービスマンおよび企業代表者

- 1 義務
- 1 -1 JSBA競技規則に精通していなければならない。
- 1 -2 OCに対し、サプライヤー、サービスマンおよび企業代表者の登録を行い、その後発行された許可証を、競技中、常に着用しなければならない。
- 2 権利
- 2 -1 OCまたはジュリーによって定められた地域に立ち入ることができる。
- 2 -2 コース内、スタート・サービスエリアおよびフィニッシュ・サービスエリアには立ち入ることができない。ただし、サービスマンに関しては、その作業に従事することを目的とする場合、各サービスエリアに立ち入ることが許される。

第121条

年齢カテゴリー規程

2020年9月1日制定

第121条-1

呼称と該当年齢

年齢カテゴリーの呼称及び該当年齢を下記のように定める。

呼称	読み	学年／年齢	区分方法
U-9	アンダー／ユース	小学3年以下／～9歳	学期(4月2日～翌4月1日)による生年月日で区分される
U-12		小学6年以下／～12歳	
U-15		中学生以下／～15歳	
U-18		高校生以下／～18歳	
OPEN	オープン		当該年度の12月31日時点の年齢によって区分される
30+	プラス	30歳～	
35+		35歳～	
40+		40歳～	
50+		50歳～	

第121条-2

種目別開催カテゴリーと参加条件

競技種目別に開催するカテゴリー及び参加条件を下記のように定める。

年齢カテゴリー	開催項目				
	AL	SX	HP	SS	SJ
U-9	↓(注1)	○条件付(注2)	↓(注4)	条件付(注5)	条件付(注5)
U-12	男子	○	↓(注4)	条件付(注5)	条件付(注5)
	女子	○			
U-15	男子	○	○	条件付(注5)	条件付(注5)
	女子	○			
U-18	男子	○	○	○	
	女子	○	○	○	
OPEN	男子	○	○	○	○
	女子	○	○	○	○
30+	男子		○		
	女子		○		
35+	男子				
	女子				
40+	男子	○			
	女子				
50+	男子	○			
	女子				

○=開催カテゴリー

(注1) AL U-9該当者は、自身より上の年齢カテゴリーに参加することができる。(プラス年齢枠を除く)

(注2) SX U-9及びU-12該当者は、それぞれのカテゴリーのみに参加することができる。なお男女分けは行わない。

(注3) SX U-15該当者は、その年齢カテゴリーのみに参加できる。

(注4) HP U-9及びU-12該当者は、自身より上の年齢カテゴリーに参加することができる。(プラス年齢枠を除く)

(注5) SS/SJ U-15以下の年齢カテゴリー該当者は、トライアウトに参加し認定を受けることで、SS/SJの全てのカテゴリーに参加することができる。

第121条-3

カテゴリーの実施

年齢カテゴリーの実施は各種目の専門部により決定される。
また、開催は競技会主催者により決定される。

第121条-4

年齢制限

-1

一部の種目を除き、原則として競技者の年齢に下限と上限は設けないものとする。

ただし、未就学児においてはリフト乗車等に制限を行う場合がある。

-2

SX種目、SS種目、SJ種目においては参加条件を第2条に定める。

第121条-5

異なるカテゴリーへの参加（スキップグレード）

競技者は下記の規定に合致する限り、自身の年齢カテゴリーと異なるカテゴリーに参加することができる。

■ SX種目

・ U-18、30+該当者は、OPENに参加することができる。

■ SS/SJ種目

・ U-15以下の年齢カテゴリー該当者は、トライアウトに参加し認定を受けることでSS/SJの全てのカテゴリーに参加することができる。

■ その他の種目

・ OPENには、全ての競技者が参加することができる。

・ アンダー年齢枠該当者は、自身より高年齢のカテゴリーに参加することができる。（プラス年齢枠を除く）

・ プラス年齢枠該当者は、自身より低年齢のカテゴリーに参加することができる。（アンダー年齢枠を除く）

第200条

競技会の運営の共通規則

第201条

組織委員会(OC)

-1 公認競技会のOCは、JSBAによって任命され、競技会の非技術的事項を扱う下部組織と、技術的事項を扱う競技委員会(RC)を任命する。

-2 競技を組織しようとするものは、競技を整然と準備し、運営に責任を持つ組織委員会(OC)を競技会ごとに任命しなければならない。この委員会は次の役員から構成される。

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 組織委員長 | <input type="checkbox"/> 式典委員長 |
| <input type="checkbox"/> 財務委員長 | <input type="checkbox"/> 宿泊委員長 |
| <input type="checkbox"/> 競技委員長 | <input type="checkbox"/> 警備委員長 |
| <input type="checkbox"/> 交通、輸送委員長 | <input type="checkbox"/> 医事委員長 |
| <input type="checkbox"/> 事務局長 | <input type="checkbox"/> その他の必要な役員 |

第202条

競技委員会(RC)

-1 RCは、OC・JSBA及びTSによって任命される。各競技会分類におけるその構成は次の通り。

	全日本	地区大会	公認大会
競技委員長	OC	OC	OC
競技係長	OC	OC	OC
副審	OC	OC	OC
コース係長	OC	OC	OC
技術審判員	OC	OC	OC
旗門審判員	OC	OC	OC
医事係長	OC	OC	OC
器材係長	OC	OC	OC
報道係長	OC	OC	OC
前走者	OC	OC	OC
TS	JSBA	JSBA	JSBA
主審	JSBA	JSBA	JSBA
技術審判長	JSBA	JSBA	JSBA
コースセッター	JSBA	JSBA	OC
計時計算係長	JSBA	OC	OC
旗門審判係長	JSBA	OC	OC
スタート審判	JSBA	OC	OC
フィニッシュ審判	JSBA	OC	OC
スロービルダー	JSBA	JSBA	JSBA
	※ 枠内は任命元を表す		

-1-1

OCによって任命される役員

- 競技委員長
- 競技係長
- 副審
- コース係長

- 技術審判員
- レースセクレタリー
- 旗門審判員
- 医事係長
- 器材係長
- 報道係長
- 前走者
- 1 -2 JSBAによって任命される役員
- TS
- 主審
- 技術審判長
- コースセッター
- 計時計算係長
- 旗門審判係長
- スタート審判
- フィニッシュ審判
- スローピルダダー

第203条

OCによって任命される役員

- 1 競技委員長
全役員の仕事を指揮監督し、RCを召集してTSと協議のうえ技術的問題を検討する。TC会議の議長を務める。
- 2 競技係長
競技委員長を補佐し、担当する種目を指揮、監督する。また医師と協力して、医事の組織について競技委員長の指示に従う。
- 3 副審
副審は、主審を補佐しその任務が安全にかつ潤滑に遂行されるよう援助しなければならない。
- 4 コース係長
RCとジュリーの指示と決定に従って、コースを準備する責任があり、また競技場地域の雪の状態に熟知する必要がある。
- 5 技術審判員（フリースタイル・ジャッジ）
技術審判員はハーフパイプ・スロープスタイル競技において、競技者の演技を冷静に採点し、その価値基準を定める重要な役割を担う。技術審判員は公認ライセンスを所持していなければならない。全日本においてはB級ジャッジ、地区大会以下の大会においては、C級ジャッジ以上の公認ライセンスの所持が必須となる。技術審判員は、別項に定めた規定に則って、その責務を遂行しなければならない。
- 6 レースセクレタリー（競技事務長）
- 6 -1 競技会の技術的な問題に対する庶務的な仕事全般に責任がある。
- 6 -2 RC、ジュリー、TC会議の議事録作成の責任がある。
- 6 -3 スタート、フィニッシュ、計時計算員および旗門審判員の必要とする用紙を揃え、それぞれの役員に間違いなく渡さなくてはならない。
- 6 -4 抗議を受理し、関係のジュリーに渡す。
- 6 -5 成績の計算を容易にするために、種々準備をし、終了後、た

- だちに発表できるようにしなければならない。
- 7 旗門審判員
 - 7-1 旗門審判員は、1あるいは数個の旗門の監視に責任がある旗門審判員は、競技者が彼の監視地域の旗門を正確に通過したかどうか、監視しなければならない。
 - 7-2 彼は、別項に定めた規定に則って、他の多くの重要な役目も遂行しなければならない。
 - 8 医事係長
 - 8-1 医事係長は、定められたトレーニング時間および競技の行なわれている間、十分な救急活動および医療に対する責任がある。
 - 8-2 彼は、コースの全延長において有効な、電話または無線による連絡ができるように配慮しなければならない。
 - 9 器材係長
 - コースの準備および運営、通報施設その他の役員に委譲されていないあらゆる用具および必要器材の管理を担当する。
 - 10 報道係長
 - RCの指示に従い、新聞記者、カメラマン、テレビジョンおよびラジオ報道員に対する取り決めに責任を負う。
 - 11 前走者
 - 11-1 前走者はOCによって選出される。
 - 11-2 前走者の人数は、チームキャプテン会議において、ジュリーが決定する。
 - 11-3 前走者は、ピブを着用しなければならない。また、第117条競技者の用具が適用される。
 - 11-4 1回目に失格になった競技者が、2回目に前走者としてスタートすることは許されない。ルール違反で出場停止処分を受けた競技者も前走者として指名できない。
 - 11-5 レース中断後、追加の前走者を必要ならば滑らせてもよい。
 - 11-6 前走者のタイムは、公表されなくてもよい。
 - 11-7 前走者は、ジュリーの要求に応じ雪の状況、視界、コースの整備について報告する。
 - 11-8 前走者の名前は、スタートリスト、成績表に載せること。

第204条

JSBAによって任命される役員

- 1 TS (テクニカル・スーパーバイザー)
- 1-1 任命
- TSはJSBAによって任命される。
- 1-2 資格と責務
- 1-2-1 TSは公認ライセンスを所持していなければならない。
- 1-2-2 競技規則と指示が守られているか確かめる。
- 1-2-3 競技がミスなく実行されているか監視する。
- 1-2-4 TSの権限内で、組織者に助言する。
- 1-2-5 JSBAの公式な代表となる。
- 1-3 TSの責任
- TSの機構は、JSBA競技本部の責任下にある。
- 1-4 TSの必要条件
- TSは、JSBAが認定する有資格者でなければならない。
- 1-5 TSの義務

- 1 -5 -1 競技前
- 1 -5 -1 -1 競技開始日の、少なくとも1週間前に、当該OCと連絡をとり、予定の競技会が支障なく遂行されることを確認しなければならない。
- 1 -5 -1 -2 競技会場の設備その他のセッティングが、競技運営上また安全上、支障がないか確認しなければならない。
- 1 -5 -1 -3 全ての競技者の参加資格の確認。
- 1 -5 -1 -4 資格を必要とするすべての役員の確認。
- 1 -5 -1 -5 コースの技術データが、規定通りかどうか確認する。
- 1 -5 -1 -6 救急施設の位置と同時に医事組織の確認。
- 1 -5 -1 -7 公式練習中は必ず競技地域内にいること。
- 1 -5 -1 -8 ジュリー会議とTC会議に必ず出席する。
- 1 -5 -1 -9 ジュリー全員に十分な性能の有線または無線器が揃っているか確認する。
- 1 -5 -1 -10 ジュリー会議で、投票が同数の場合は、決定票を投ずる。
- 1 -5 -2 競技中
- 1 -5 -2 -1 競技中は、必ず競技地域にいること。
- 1 -5 -2 -2 ジュリーおよびRCと密に連絡を取り合う。
- 1 -5 -2 -3 競技の組織的な運営や技術的な問題に注意する。
- 1 -5 -2 -4 競技規則と指示の厳守につき、OCへアドバイスする。
- 1 -5 -2 -5 規則違反を罰する。
- 1 -5 -3 競技後
- 1 -5 -3 -1 主審の失格報告書を援助する。
- 1 -5 -3 -2 正規に提出された抗議について、ジュリーの審議に提案する。
- 1 -5 -3 -3 TSは、レース・セクレタリー(競技事務長)が制作した成績表に署名し、表彰式に対する認可を与える。
- 1 -5 -3 -4 TSは、競技終了後、所定の書式をもって、1週間以内にTS報告書を、JSBAに提出しなければならない。
- 1 -5 -4 その他
- 1 -5 -4 -1 JSBA競技規則で処理できない問題、ジュリーが決めていなかった事および他の役員の権限外の問題を決定する。
- 1 -5 -4 -2 緊急の場合、とりわけ競技者の安全と危険に対するTSの決定は最終的なものとする。
- 1 -5 -4 -3 OCとジュリーと最も緊密な連絡を保つ。
- 1 -5 -4 -4 競技者に危険が高まったり、予期できない出来事や、危険が発生した場合、トレーニングや競技の中止または延期をさせる権限がある。もしもジュリーの多数が、そのような対策に反対であってもこの権限はない。ただし、異常な風の場合の中断はジュリーの多数決で決まる。そのような場合、詳細は報告書をもってJSBA理事会に提出する。
- 1 -5 -4 -5 コースの難しさに対処できず、競技者の個人的安全が危険となれば、TSは、ジュリーにそれらの選手の、レース参加からの除外を申し出る権利がある。
- 1 -5 -4 -6 TSの職務遂行上に必要なすべてのことで、TSは、管理下の全役員およびOCのすべてからの援助を要求する権限がある。
- 1 -5 -4 -7 もしも、不可抗力で、用意されたコースで競技が行なわれない場合は、TSは、組織者が申し出る補助コースへ、競技を移

- す権利がある。ただし、必要な安全対策が完結していることが条件である。スーパーG競技では、コースを短くすることのみ行なえる。
- 1 -5 -4 -8 TSは、必要と判断した場合、助言者としてTSを任命することができる。
- 1 -6 TSの派遣費用
TSの派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。
- 1 -7 TSの制裁
公認競技会における、TSの不法に対する制裁は、JSBA理事会が行なう。
- 2 主審
- 2 -1 任命
主審はJSBAによって任命される。
- 2 -2 資格と義務
主審はJSBA公認競技資格保持者でなければならない。
- 2 -2 -1 スタート番号のドローの監督
- 2 -2 -2 スタート、フィニッシュ両審判や、レース役員から即時に、ルール違反と失格の報告を受け、直ちに公式掲示板に失格した選手の名前と、失格にした役員の名前と、失格とした時間を付けて公示する。
- 2 -2 -3 各回後、主審決定報告書の確認。
- 2 -2 -4 ジュリーの間で、意見が異なったり、あるいは、特殊なケースが生じた時、主審はJSBAに特別報告書を提出しなければならない。
- 2 -3 主審の派遣費用
主審の派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。
- 3 技術審判長（ヘッドジャッジ）
- 3 -1 任命
ヘッドジャッジは、JSBAにより任命される。
- 3 -2 資格と義務
- 3 -2 -1 ヘッドジャッジは、ジャッジの公認ライセンスを所有している者でなければならない。
- 3 -2 -2 全日本においてはA級ジャッジ、地区大会・学生大会においてはB級ジャッジ、公認大会においてはC級ジャッジ以上の資格を所持している事が必須となる。
- 3 -2 -3 技術審判長は、別項に定めた規定に則って、その責務を遂行しなければならない。
- 3 -3 ヘッドジャッジの派遣費用
ヘッドジャッジの派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。
- 3 -4 ヘッドジャッジの制裁
公認競技会におけるチーフジャッジの不法に対する制裁は、理事会が行なう。
- 4 コースセッター
- 4 -1 任命

- コースセッターは、JSBAによって任命される。(全日本・地区大会・学生大会)
- 4-2 必要条件
- 4-2-1 コースセッターは、公認ライセンスを所有している者でなければならない。ただし、やむを得ない場合は、OCによって任命される。
- 4-2-2 コースセッターは、別項に定めた規定に則って、その責務を遂行しなければならない。
- 4-3 セッターの派遣費用
コースセッターの派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。
- 5 計時計算係長
- 5-1 任命
計時計算係長はJSBAにより任命される。(全日本)
- 5-2 資格と義務
- 5-2-1 計時計算係長はタビュレーターの公認ライセンスを所有している者でなければならない。
- 5-2-2 スタート、フィニッシュ、計時および計算の各係の指揮および調整について責任がある。
- 5-2-3 係長の指揮下に入る役員は次の通り。
スタート合図員
スタート記録員
補助スタート合図員
フィニッシュ監視員
計時主任
計時員
計算主任
計算員
- 5-3 派遣費用
計時計算係長の派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。
- 6 旗門審判係長
- 6-1 任命
旗門審判係長はJSBAにより任命される。(全日本)
- 6-2 資格と義務
- 6-2-1 旗門審判係長は旗門審判員の公認ライセンスを所有している者でなければならない。
- 6-2-2 旗門審判員を編成し、指揮監督する。各旗門審判員の配置を定め、その担当すべき旗門を指定する。
- 6-2-3 競技の終了にあたり、係長はフィニッシュ・ラインにあって、旗門審判員の報告を集め、これを主審に渡さなくてはならない。
- 6-2-4 旗門審判係長は、別項に定めた規定に則って、その責務を遂行しなければならない。
- 6-3 派遣費用
旗門審判係長の派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。
- 7 スタート審判

- 7-1 任命
スタート審判はJSBAによって任命される。(全日本)
- 7-2 義務
- 7-2-1 スタート審判は、出発に関する規則が、正確に守られているかどうか確認する。
- 7-2-2 スタート審判は、遅延出発や、不正出発に判定を下す。
- 7-2-3 スタート審判は、用具規定に反する違反を決め、直ちに規則で決めた方法を取る。
- 7-2-4 競技終了後に、スタートしなかった競技者、不正出発、遅延出発その他の規則違反の競技者の名前を主審に報告する。
- 7-3 派遣費用
スタート審判の派遣費用は、JSBAが定める旅費日当 規定に基づき、当該OCが負担する。
- 8 フィニッシュ審判
- 8-1 任命
フィニッシュ審判はJSBAによって任命される。(全日本)
- 8-2 義務
- 8-2-1 フィニッシュ審判は、フィニッシュとフィニッシュへの助走路の組織に関する規則が守られているかどうか確認する。
- 8-2-2 フィニッシュ審判は、計時や観客の整理など、フィニッシュでの管理者として監視する。
- 8-2-3 フィニッシュ審判は、常にスタートと即時連絡が取れなければならない。
- 8-2-4 レース終了後、JSBA競技規則に則り、レースを終了していない競技者の名前を、主審に報告しなければならない。
- 8-3 派遣費用
フィニッシュ審判の派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。
- 9 スローピルダラー
- 9-1 任命
スローピルダラーは、JSBAによって任命される。
- 9-2 資格と義務
スローピルダラーは、公認ライセンスを所有しているものでなければならない。
- 9-3 競技前
- 9-3-1 競技開始日の、少なくとも1ヶ月前に、当該OCと連絡をとり、予定の競技会のコースについて下記の内容の十分な打ち合わせを行うこと。
 - コース
 - 積雪量
 - 重機オペレーターとの連携方法
 - 必要な器材・人材の確保
 - 造成に係る日時
- 9-3-2 着工時より、工事責任者と密な連絡をとりJSBAの基本理念に沿ったコース造成が行われるよう監視しなくてはならない。
- 9-3-3 競技コースが競技運営上、また安全上問題がないかをTSと確認しなければならない。

- 9-3-4 安全性に問題が生じない限り、スノーボードの運動特性を考慮した変化に富むコースを作成しなければならない。
- 9-4 競技中
- 9-4-1 公式練習中及び競技中は必ず競技地域内にいる事。
- 9-4-2 競技会当日はコース係長に就任する事が望ましい。
- 9-5 競技後
- 9-6 詳細なスロープデータをTSに提出しなければならない。
スロープビルダーの派遣費用
スロープビルダーの派遣費用は、JSBAが定める旅費日当規定に基づき、当該OCが負担する。

第205条

ジュリー(裁定委員会)

- 1 構成員
各競技会のジュリーメンバーは、TS・競技委員長・主審(ヘッドジャッジ)の3名で構成される。
- 2 ジュリーメンバーの適格性
- 2-1 競技者は、ジュリーのメンバーにはなれない。
- 2-2 JSBAが任命するジュリーメンバー以外は、開催地のメンバーを選ぶこととする。
- 2-3 可能なかぎり、他のメンバーについては、それぞれ異なった地区から選出されることが望ましい。
- 3 ジュリーの責務
- 3-1 ジュリーの実際の仕事は、第一回会議から始まり、もしも抗議が提出されなければ、抗議の締切をもって仕事は終了する。またすべての抗議の提出を処理した後で終了する。
- 3-2 すべての会議は議事録を取り、ジュリーの決議にはTSが署名をする。決定は出席者の投票の多数決によって決定され、投票同数の場合はTSが決定票を投ずる。
- 3-3 ジュリーの各メンバーは、競技準備直前か競技開催中におこる緊急の場合、それがジュリー全体としては保留になっている事項でも決定する権限がある。しかし暫定的にできるだけ早くジュリーによりさかのぼって確認された決議を取る義務がある。特に競技者の健康、または安全が危険にさらされたとき、他のメンバーと意見が異なっても、TSの決定が拘束力を持つ。この場合、TSは判定と理由を書いた報告書をJSBAに提出すること。
- 3-4 公式練習中と競技中、ジュリー・メンバーは、コース全長にわたりコースに添って配置するか、常に競技会の進行を確認できる手段を講じなければならない。
- 3-5 ジュリーは、レースごとに前走者の人数を決める。
- 3-6 コースの下見
- 3-6-1 ジュリーは、公式練習中およびインスペクションに先立ち、RCが競技規則に基づき、コースをセットしたかどうか視察しなければならない。
- 3-6-2 コースのすべての修正および配置は、公式練習およびインスペクションの前に完了していなければならない。もしそれが不可能であれば、新たにインスペクションをしなければならない。

- ない。
- 3-7 競技中
 - 3-7-1 ジュリーは、競技の中断、延期および中止の権利を持つ。この決定は、書面によってその理由と共に、OC、競技者、TCそしてJSBA理事会に報告しなければならない。
 - 3-7-2 ジュリーは、公式練習を含め、競技がルールに基づいて実施されているかどうか監督しなければならない。
 - 3-7-3 ジュリーは、競技規則に違反した競技者や、健康上問題があると思われる競技者を、競技より除外する権利を有する。
 - 3-7-4 JSBA競技規則に規定されていない問題が生じた場合、それを協議のうえ決定し、適応する権利がある。
 - 3-7-5 すべてのジュリー・メンバーは、競技期間中、常に十分有効な無線装置を携帯しなければならない。
 - 3-8 競技後
ジュリーは、すべての抗議を検討し、その決定を当事者に通告しなければならない。

第206条

チームキャプテン会議

- 1 登録されたチームキャプテンのみが、チームキャプテン会議において投票権を有する。
- 2 第一回のチームキャプテン会議によって選ばれた5人の選手代表はチームキャプテン会議に参加することができ、投票権を有する。彼らの名前は、チームキャプテン会議の始まる少なくとも1時間前に、RCに告知されなければならない。もし告知されない場合は、その投票権を失う。これらの選手代表は、同一団体から一名のみとする。
- 3 チームキャプテン会議は、各種目別に行なわれなければならない。第一回のチームキャプテン会議の時間は、プログラムに明記されていなければならない。
- 4 次のチームキャプテン会議の日程は、前回のチームキャプテン会議時に決定され、議事録に記載されなければならない。
- 5 チームキャプテン会議の決定は、すべて多数決で決定される。投票同数の場合は議長であるところの競技委員長が決定票を有する。
- 6 チームキャプテン会議は、競技運営上の決定を下す場ではない。

第300条 競技地域に関する共通規則

第301条

スタート地域

- 1 スタート地域は、水平で平らにしなければならない。
- 2 木製または金属性の、スタート用手すりは、雪上およそ60cm以上出ていなくてはならない。そして手すりの間隔はおよそ60cmとする。
- 3 スタート地域には、スタート合図員、補助スタート合図員、TS、2名の競技者のみが入ることができ、サービス地域より遮断されていなければならない。
- 4 スタート地域は、可能なかぎり適当な方法で、悪天候から保護されていなければならない。

第302条

サービス地域

サービス地域は、幅1mの出入口を除いて、競技者の用具を観衆から遮断するために仕切られた地域で、競技者が容易に準備できるよう、可能なかぎり水平で凹凸がなく、広くしなければならない。

第303条

スタート役員

- 1 スタート合図員は、スタートの予告とスタート合図の間隔を正確にする責任がある。
- 2 スタート合図員は、補助スタート合図員に、競技者の監視を行なわせる。
- 3 補助スタート合図員は、競技者を順序正しく召集する。
- 4 スタート記録員は、実際のスタート時刻の記録に責任がある。
- 5 スタート審判は、スタートしなかった競技者、不正なスタート、遅刻したスタート、その他の規則違反に対して責任がある。

第304条

コース

- 1 フェンス
コースは、観客が通れるところはフェンスによりすべて遮断されていなければならない。
- 2 準備
- 2-1 コースは、少なくとも競技開始12時間前に仕切られることが望ましい。
- 2-2 コースは、一方から他方にかけて、可能なかぎり平坦にしなければならない。そして雪は可能な限り踏み固められていなくてはならない。人工的手段の使用は認められる。(塩、水等)
- 2-3 競技者が危険と思われる所には、保護物を設置しなければならない。(藁の束、マットレス、ネット等)
- 3 管理
- 3-1 コースは、可能な限り最高の状態に管理しなければならない。もし公式練習、予選、決勝の時にコースが悪い状態になった場合は、圧雪車の使用が可能である。
- 3-2 コースは、スキーヤーやスノーボーダーにより、必要に応じ

てテラ掛け（整備）されなければならない。

第305条

ゴール地域

- 1 ゴール地域は、可能な限り安全にしなければならない。
- 2 ゴール地域は、約1m幅の出入口を除いて、観衆より仕切られていなければならない。
- 3 この地域は、下記のように分けられる。
 - フィニッシュ地域
 - 競技者のボード等を安全にはずせる地域
 - アナウンサーと成績発表用ボードのある地域
 - 許可証所持者のための地域
 - 許可証をもっている役員のみが、ゴール地域への立ち入りを許される

第306条

フィニッシュ地域

- 1 フィニッシュ地域は、競技者の安全性を最大限確保するために、完全に仕切られていなければならない。
- 2 フィニッシュ地域は、とくによく整備し、容易に停止できるよう、よく踏み固め、平らにしなければならない。
- 3 フィニッシュ・ラインは、競技者に容易に確認できなければならない。
- 4 この地域は、幅1mの出入口を除いて、完全に遮断されていなければならない。

第307条

フィニッシュ役員

- 1 フィニッシュ審判は、完走した全競技者の到着順番の記録と、すべての違反の記載に責任がある。
- 2 観客管理者は、フィニッシュ地域をあらゆるものから守る責任がある。
- 3 計時計算係長は、計時に責任がある。

第308条

競技会場アナウンスメント

- 1 RCは、十分な競技会場アナウンスメント・システムを用意しなければならない。
- 2 音声は、競技会場内に伝わるのに、十分なものでなくてはならない。
- 3 音楽は、すべての競技中に使用することができる。

第400条

競技の進行に関する共通規則

第401条

スタート順

- 1 スタート順は、ユース女子、ユース男子、シニア女子、シニア男子、シニアメン女子、シニアメン男子、ジュニア女子、ジュニア男子、一般女子、一般男子の順で行なう。但しユース及びジュニアの競技方法については参加人数が少ない場合、男女一緒に行ない成績発表と賞典は別々に行なう。
- 2 各競技におけるスタート順の変更、修正は、TSによってのみ決定される。
- 3 各競技種目による特別なスタート手順は、別項にて定められる。

第402条

抽選

- 1 抽選は、競技の前日に完了されなければならない。
- 2 抽選については、出場申し込みが適時に、かつ規定に従ってなされた競技者にのみ行なう。従って規定のエントリー・フォームによって、締切日以前に組織者により受け付けられていることを条件とする。
- 3 もし、抽選をすませた競技者が正当な理由なく欠場した場合、制裁が課せられる。
- 4 もし不測の事態によって競技が延期される場合、抽選は再び行なわれねばならない。

第403条

スタート間隔

- 1 各競技者のスタート間隔は、通常30秒以上90秒以下でなければならない。
- 2 先にスタートした競技者が、フィニッシュ・ラインを通過する以前に次の競技者がスタートすることは許される。
- 3 スタート間隔は、チームキャプテン会議で公表されなければならない。
- 4 特別なスタート間隔
- 4-1 スタート間隔の延長は、TV放映で全コース中興味のある部分を放映させるためのみ許される。
- 4-2 第1グループのスタート間隔は、最大限90秒であること。
- 4-3 安全確保の為、スタート間隔は、30秒以下としないこと。

第404条

スタートの手順

- 1 スタート手順
スタート競技者の背後には、役員、あるいはスタートを有利にし、または邪魔をする可能性のある付き添いが立つてはならない。第三者の助力は禁じられている。スタート合図員は、スタートの合図を目的とする以外は競技者にふれてはならない。
- 2 各競技種目ごとのスタート手順はこれを別に定める。

第405条

遅刻者

- 1 自分のスタート順にスタートできない競技者は、失格となる。

しかしスタート審判の報告を聞いたTSがやむを得ない遅刻と判断した場合は、その遅刻は許してもよい。ただし、個人の用具の故障、もしくは競技者の軽い病気などの理由は許可されない。

- 2 TSは、おかれてスタートさせる場合の、すべての決定をする
- 3 が、明確に判断できない場合、仮のスタートを許してもよい。
- 4 一定間隔のスタートで、スタート審判がやむを得ない遅刻と報告された競技者のスタートは、TSによって決定される。
- 4 全競技終了後、スタート審判はただちに次に該当する競技者の名前とピブ番号を Jury に報告しなければならない。
遅刻の為、スタートを許さなかった競技者
遅刻したにもかかわらず、正当な理由によりスタートを許した競技者
仮スタートを許した競技者

第406条 有効なスタートと不正なスタート

- 1 競技者はいかなる場合も、スタート合図員の合図によってスタートしなければならない。
- 2 競技後、スタート審判は、不正なスタートをした競技者の名前、ピブ番号を Jury に報告する。

第407条 公式発表

- 1 すべての公式発表には、必ず Jury の確認がなくてはならない。
- 2 公式掲示板のひとつは、フィニッシュ・エリア内に設け、この公式発表を貼りださなければならない。
- 3 各TC会議直後、競技本部（事務局）にも、同じくこの公式発表を貼りださなければならない。
- 4 競技会中の変更は、Jury によりスピーカーで告知される。

第408条 成績発表および表彰式

- 1 公式掲示板に掲示された成績は、Jury メンバーの署名がないかぎり、非公式である。
- 2 同タイムまたは同ポイント者が、複数の場合には同順位とみなし、同等の賞典および賞品が与えられる。順位、賞典、タイトルは籤引きまたは再滑走によって決めることはできない。ただし競技種目により解消の方法が定められている場合は、この限りではない。
- 3 表彰式は、失格者リストが発表されてから、15分以上経過して行なうこととする。
- 4 表彰式に許可なく欠席した競技者は、賞品、賞状などを受け取る権利を失う。

第409条 失格

- 1 -1 第101条（参加資格）、第116条（競技者の責務）、第117条（競技者の用具）に従わなかった競技者は失格となる。
- 1 -2 第405条（遅刻者）、第406条（有効なスタート不正なスタート）に違反した場合は失格となる

- 2 不正な条件で競技に出場した場合。
- 3 ジュリーの裁定に従わなかったり、ジュリーメンバー・組織委員会・競技委員会に不穏当な態度をとった場合、ジュリー・メンバーの申し出でによりTSによって失格させられる。
- 4 スポーツマンシップに反する行動をとった場合。
- 5 封鎖されたコースで練習したり、役員の許可を得ずに、コース上にあるものを変更したり、公式練習や競技に関する規則やジュリーの指示に違反した場合。
- 6 競技中どんな形でも、他の援助を受けた場合。
- 7 あとで証明することのできない再レースの要求をした場合。
- 8 失格者の公示と確定
- 8-1 失格者が発生した場合、以下の方法で公示した後、失格を確定しなければならない。
- 8-1-1 失格票を公示するとともに、アナウンスメントを行なう。
- 8-1-2 抗議の待ち時間が経過後、失格確定をアナウンスメントする。

第410条

抗議

- 1 抗議の種類
- 1-1 競技者の出場または彼らの用具に関して。
- 1-2 コースまたはそのコンディションに対して。
- 1-3 競技中の、他の競技者または役員に対して。
- 1-4 失格（第409条）に対して。
- 1-5 計時に対して。
- 1-6 成績発表表に対して。
- 1-7 競技を中止するジュリーの決定に対して。
- 1-8 ジュリーの、他の決定に対して。
- 2 抗議の方法
- 2-1 抗議は、原則として所定の書面に供託金5,000円を添えて、提出しなければならない。ただし、この抗議が認められた場合は、この供託金は返還される。
- 2-2 規定の時間内に提出されない抗議は、受理されない。
- 2-3 例外として、第410条-1-3～6項に関する抗議は口頭でも行なえるが、供託金は必要となる。
- 3 抗議提出の締切
- 3-1 第410条-1-1に対しては、ドロワー後30分以内に。
- 3-2 第410条-1-2に対しては、インスペクション後直ちに。遅くとも競技の始まる30分前までに。
- 3-3 第410条-1-3（競技中に不正行為のあった他の競技者、または競技者の用具または役員に対して）に対しては、フィニッシュに入った後直ちに。
- 3-4 第410条-1-4に対しては、失格の発表後10分以内に。
- 3-5 第410条-1-5、6に対しては、非公式成績または失格票が発表された後、10分以内に。
- 3-6 第410条-1-7、8に対しては、決定の発表後24時間以内に。
- 4 提出場所
- 4-1 第410条-1-1～6に対する抗議は、公式掲示板に記載されている場所へ。またはTC会議で発表した場所へ。

- 4-2 第410条-1-7、8による抗議は、JSBA競技本部へ。
- 5 抗議提出者
- 5-1 TCまたは本人のみが、抗議を提出できる。
- 6 ジュリーによる抗議の処理
- 6-1 ジュリーは、場所と時間を決め、抗議を処理するために集まる。またそのことは公表される。
- 6-2 抗議の処理にあたり、必要に応じ、関係役員、問題の競技者、抗議をしたTCを出席させることができる。
- 6-3 抗議の投票は、TSが議長となり、ジュリー・メンバーのみが参加できる。議事録はTSが作り署名する。
- 6-4 判定は、出席ジュリーのみならず、ジュリー・メンバー全員の多数決を必要とする。投票が賛否同数の場合、TSが決定票を投ずる。
- 6-5 判定結果は、票決後ただちにTSによってアナウンスされ、結果発表の時刻と共に、公式掲示板に公表される。
- 7 上訴
- 7-1 判定に不満がある場合は、JSBA理事会に対して、上訴することができる。
- 7-2 上訴は、判定発表後、30日以内に書面を以て提出する。

第500条

競技施設

第501条

公認競技使用コース

すべての公認競技会に使用する競技コースは、開催種目のコース規程に合致したものでなければならない。ただし、EXはその限りではない。

*基準以外のコースでの開催はTS判断とする。

第600条

アルパイン競技における共通規則

第601条

アルパイン専任役員

以下の役員をアルパイン系競技種目における専任役員とする。

- セッター
- 旗門審判係長
- 旗門審判員

第602条

コースセッター

- 1 コースセッターの権利
- 1 -1 アシスタント・コースセッターを任命する権限がある。
- 1 -2 競技に使う地域の変更や、安全対策を変える要請をする権限がある。
- 1 -3 コースセットに専念できるような、十分な数の援助者を利用できる。
- 1 -4 器材係長から、次の器材の供給を受ける。
 - 回転ポール
 - 旗と番号札の適当数
 - ハンマー、パール、エアー・ハンマーカドリルの十分な数
 - ポールの位置をマークする染料
- 1 -5 競技中は、見えるように染料またはその他の物質で、ポールの位置をマークさせ、外側のポールに番号札を付させ、フラッグを取り付けさせ、最後の確認をする。
- 1 -6 コースの最初の旗の色の選択。これは視界が決定的要素となる。
- 2 コースセッターの義務
- 2 -1 コースセッターは、コースの地形の予備視察に責任がある。
- 2 -2 コースセッターは、競技コースのセットに責任がある。競技者の安全が、他のすべてのことに優先するのが基本原理である。
- 2 -3 コースセッターは、競技者を特定に地域に導き、事故の危険から守るように旗門をセットしなければならない。
- 2 -4 コースセッターは、安全にルールを守り、しかも自らの構想に反映したコースセットをし、その責任を持つ。
- 2 -5 コースセッターは、すべてのTC会議に参加し、セットしたコースについて報告しなければならない。
- 2 -6 コースセッターは、すべての競技者に、できるかぎり公平なトラック コンディションが与えられるようなコースセットをしなければならない。
- 3 セッティングの変更
旗門のセッティングの変更は、TSの進言によりセッターによって行なわれる。そしてすべての変更については、ジュリーおよびTCに報告されなければならない。また変更については、インスペクションの前に行なわれなければならない。

第603条

旗門審判係長

- 1 旗門審判員を編成し、指揮監督する。各旗門審判員の配置を定め、その担当すべき旗門を指定する。競技の終了にあたり、

- 係長はフィニッシュ・ラインにあつて、旗門審判員の報告を集め、これを主審に渡さなくてはならない。
- 2 旗門審判係長は、各旗門審判員に必要な用具、資料(記録紙、筆記用具、スタートリスト等)を適時に配布しなければならない。また、コースを観衆から守るためや、コース整備のための補助員を準備しなければならない。旗門のナンバリングやマーキングは、決められた時間までに完成しなければならない。

第604条

旗門審判員

- 1 旗門審判員の責務
- 1 -1 旗門審判員は、下記の内容が記載されたチェックカードを持参しなければならない。
- 旗門審判員名
 - 受け持つべき旗門の番号
 - 競技種目名および種別(公開練習、予選、決勝)
- 1 -2 もし競技者が旗門を正確に通過しなかった場合、旗門審判員はチェックカードに下記の事項を記載しなければならない
- 競技者のピブ番号
 - 不通過した旗門番号
 - 旗門不通過の状況図
- 1 -3 旗門審判員は、その他の違反事項に関しても正確にチェックリストに記載しなければならない。
- 2 競技者への情報
- 2 -1 もし競技者が、正確に旗門を通過したかどうか判断できなかった場合、旗門審判員に質問できる。旗門審判員は、どんな場合でもはっきりと、きちんとした声で競技者の質問に答え、また次の言葉で指示すること。
- 2 -2 競技者が旗門を正確に通過し、失格はないと認めたら『行け』“GO”と叫ぶ。もし競技者が不通過と思われたならば『戻れ』“BACK”と叫ぶ。国際大会の場合は、旗門審判員が使うこれらの言葉は開催国語で話し、競技者はこれらの表現を習うべきであり、チームキャプテン会議で発表されなければならない。競技者は自分の行動に十分に責任があり、この点で旗門審判員に失敗の責任を取らすことはできない。
- 3 失格の即時公表
- 3 -1 特にSLまたはDUでは、旗門審判員が示す失格の合図を決定すること。
- 3 -2 失格の即時公示は次の方法で行なうとよい。
- 視界が良ければ特殊な色の旗をあげる
 - 視界が悪いかまたは濃霧の場合は、音響信号とする
 - 組織者が用意するその他の手段でやる
- 3 -3 即時公表は旗門審判員がチェックリストに記入するだけでは許されない。旗門審判員は要請があれば、ジュリーに情報を提供しなければならない。
- 3 -4 失格記録表は即時にゴールエリアに降ろせる人間を確保する。
- 4 競技終了後の旗門審判員の責務
- 4 -1 反則による失格を記録した旗門審判員と、再レースになるよ

- うな出来事を目撃した旗門審判員は、 Jury による抗議が解決するまで待機しなければならない。
- 4 -2 待機中の旗門審判員を解散させるのは旗門審判係長である。
- 5 旗門審判員の決定
旗門審判員が下す判定は明確で偏らないこと。彼の行為は冷静で注意深く慎重であること。疑問の場合は、旗門審判員は“反則を罰するより罰しないほうがよい”の原則を維持するべきである。
- 6 旗門審判員の追加任務
- 6 -1 ポールがなくなったり、壊れた場合は、補助ポールを元の位置に正確に設置しなければならない。
- 6 -2 取れた旗は、元通りに直す。
- 6 -3 担当地域のコースの整備作業を行なう。
- 6 -4 コースを開放状態にする。
- 6 -5 担当地域に観衆整備員がいない場合は、旗門審判員はすべての人々（観衆、カメラマン、他の競技者）が競技中に競技者の邪魔にならないようにする。
- 7 旗門審判員の位置
- 7 -1 旗門審判員は、自分が担当する旗門が十分に確認できる位置に立たなければならない。
- 7 -2 OCは旗門審判員が他の人々や旗の色から容易く見分けられるような服装などを準備することが義務付けられる。
- 8 旗門審判員の数
- 8 -1 OCは十分な数の旗門審判員をそろえる責任がある。
- 8 -2 旗門審判係長は競技会前に旗門審判員を集め、会合を開かなければならない。必要ならば、TSがこれに参加する。
- 8 -3 OCは、公開練習や競技会に必要な旗門審判員の数について Jury の指示を受ける。
- 8 -4 旗門審判員は、スコップと予備ポールを用意しなければならない。その内2人の旗門審判員は、ドリルを用意しなければならない。
- 9 旗門審判員への援助
OCは旗門審判員のために次の物を準備しなければならない。
 補助ポール（両色）
 補助旗（両色）
 スコップ
 チェックカードおよび鉛筆

第605条

旗門

- 1 旗門ポール
- 1 -1 丸く均一な樹脂製ポール（直径最低28mm以上）は、公認アルパイン種目競技会において必要不可欠なものである。
- 1 -2 ポールは、セットされた時、雪面から1.8m以上出る長さの物を使用しなければならない。但しショートポールを使用する場合はこの限りではない。
- 1 -3 旗門の内側ポールは、可倒式ポールを使用しなければならない。

- 2 旗門
旗門は、同一色の2本のポールと三角形のフラッグで構成される。
- 3 SGに使用される旗門
SGにおいては、内側ポールはショートポール、外側はノーマルポール（可倒式でないポール）で構成され、フラッグは下部に付けられる。ただし視認性を高めるために内側にロングポール使用し、フラッグを2段に使用することができる。
- 4 GSに使用される旗門
GSにおいては、内側ポールはショートポール。外側はノーマルポールで構成される。ただし、競技者が触れて通過する可能性のあるポールは可倒式ポールとし、安全性を確保する。フラッグは下部に取り付ける。
- 5 SLおよびDUに使用される旗門
SLとDUにおいては、内側ポールはショートポール、外側ポールは可倒式を使用する。フラッグは下部に付けられる。
- 6 三角フラッグについて
カラー
カラーは自由とする。（但し、コース上で目立つ明色なものとする。）

-6-2

サイズ

インサイドの高さ	~50cm
アウトサイドの高さ	80~120cm
幅	100~150cm

-7

サイズや構成の変更

リゾートや組織者の都合により旗門フラッグのサイズや構成を変更することは、TSの判断によってのみ許される。

-8

バナナセット

-8-1

連続した同方向への複数の旗門セットをバナナセットと呼称し、以下のように定められる。

-8-2

バナナセットを構成するのは最大3旗門までとする。

-8-3

便宜上、バナナセットは1旗門と数えられ、バナナセットを構成する旗門はそれぞれ上部よりA. B. C. と呼ばれる。

-8-4

バナナセットは、全体の旗門数の10%以下でなければならない。

第606条

旗門の設置とコースの準備

-1

スノーボードの運動特性を生かし、変化に富むセットがされていることが望ましい。

-2

最初の旗門の色は、コースセッターにより選択される。自然現象により旗門が見えない場合は、選手を誘導する方法を講じなければならない。

-3

スタートとフィニッシュは、旗門とは考えない。

-4

旗門は、コースの上側より番号布が付けられる。

-5

旗門の位置には、スプレーペイントが染料で、目印が付けられる。

-6

それぞれの旗門ポールは、競技会中の諸問題を避けるために、安全にセットされるべきである。

-7

コースセッターは、コースのセッティングにかかる時間に関

- して、RCに連絡しなければならない。
- 8 器材係長は、下記の器材を用意しなければならない。
□赤と青のポール、そしてそれに相当する旗門フラッグ
□大型ハンマー、金てこ、ドリルとくさび
□旗門位置の目印用のスプレーまたは染料
□旗門番号布
- 9 最終旗門は、フィニッシュ・ラインの中央へ競技者を誘導するようにセットしなければならない。
- 10 最終旗門とフィニッシュ・ラインの間隔は、競技者の危険を避けるために、十分安全な距離をとらなければならない。

第607条

計時装置

- 1 JSBA公認アルパイン競技会では、1000分の1秒を測定できる計時装置が望ましい。
- 2 スタートゲートは計時装置に連動するよう設置すること。
- 3 フィニッシュライン上の電光管は、雪面から40cmの所に設置すること。
- 4 電気計時装置の不調に備え、独立して手動計時を行う事が望ましい。

第608条

インスペクション

- 1 競技者は、旗門セットの終了したコースをあらかじめ定められた時間内に、コースの下見をすることができる。
- 2 競技者は、必ずビブを所定の位置に着用すること。また上着等でビブを覆ってはならない。
- 3 競技者は、スノーボードまたはスキーでサイドスリップによってインスペクションを行う。この際、フォールラインに平行に向け滑走したり、シャドーライティング（疑似滑走）は許されず、違反すれば失格となる。
- 4 競技者以外のTCは、原則としてインスペクションを行うことはできない。ただし、ジュリー会議の決定によりこれを認める場合がある。これは、前日のTCミーティングで発表される。
- 5 インスペクション中は捨てポールを打ち、コース保全を図る。但し状況によってTS判断により、この限りでない場合がある。

第609条

スタート地域

- 1 スタート地域は、少なくとも幅1m、長さ2m以上なければならない。
- 2 スタートする競技者が加速をつけるのに必要な後方スペースを確保すること。
- 3 バインディングを装着した次走者が、待機できるスペースを確保すること。

第610条

スタート順

- 1 1本目のスタート
1本目のスタートは、TC会議において発表されたスタートリストに従って行う。

- 2 2本目のスタート順
2本行なう競技では、2本目のスタートは、1本目の成績順で決定される。すなわち、1本目の上位15名が逆の順、15、14、13、12、11、……3、2、1とスタートし、その他は成績順でスタートする。もし同タイムの競技者がいる場合は、1本目のスタート順の早い競技者が先にスタートする。2本目のスタート・リストは、即時に印刷され各役員にすみやかに配布されなければならない。ただし、DUにおいては、DU競技、競技の進行の項に準ずる。
- 3 特別なコンディションになった時のスタート順
特別なコンディションになった場合、ジュリーはTSの許可を得て、スタート順を変更することができる。
- 4 スタート合図
- 4 -1 スタート合図員は、競技者に対し次のように合図を行なう。
- “10秒前”
- “READY (用意)”
- “ATTENTION”
- “GO (よし)”
または、
- “10秒前”
- “5-4-3-2-1”
- “GO (よし)”
- 4 -2 できれば、自動的に合図を与える器材を用意することが望ましい。

第611条

再レース

- 1 再レースの理由
 役員、観客、動物またはその他によるコースの妨害
 転倒してコースをすぐあげられなかった競技者による妨害
 転倒した競技者の用具、またはポール等による妨害
 何らかの理由により、旗門線を指し示すことが出来ない旗門の状態
 計時装置が完全に不調だった場合
 役員が競技者に滑走の中止を指示した場合
- 2 再レースの必要条件
前条の妨害を受けたと判断した競技者は、ただちにその滑走を中止し、コースを外れ、次の旗門を通過してはならない。競技者がこれを守らなかった場合、再レースの申請権を失う。妨害を受けたと判断した競技者は、ただちに最寄りの旗門審判員またはジュリーに申告し、彼のチェック・リストへの記入を申し出なければならない。
- 3 再レースの正当性
- 3 -1 ジュリーが、再レースの要求が正当か否か決めるため、ただちに役員と協議できない場合は、競技の遅延を避けるため、その競技者に仮の再レースを許してもよい。この再レースは、ジュリーに確認が与えられた場合のみ、有効となる。
- 3 -2 再レースを要求した前のタイムよりも、再レースのタイムが

- 3 -3 悪くても、再レースのタイムが有効となる。
仮の再レースを許した場合でも、先のレースが失格となった場合は、再レースも無効となる。
- 4 再レースのスタート時刻
再レースを許された競技者は、スタート審判に報告して直ぐスタートできる場合と、スタート審判が別スタート時刻を設定する場合がある。

第612条

正確な旗門の通過

- 1 -1 両足が完全にバインディングに固定されている状態で、ボードの全体と両足が旗門線を完全に通過すること。
- 1 -2 旗門線とはアウトポールから旗門点（インポールの位置）を結んだラインを旗門点方向に延長したと想定される線で、その終点は便宜上コースエリア内とされる。
- 2 もし競技者が旗門不通過を犯した場合、それ以降の旗門に入ることは許されない。もし彼がこれに違反すると、競技委員会によって罰せられる。
- 3 競技者は危険回避の為に、片足を外しても構わない。但し両足が外れたり両足を外したりすると失格となる。
- 4 ボードのエッジが雪面についた状態で、サイドウォールがポールに触れた状態は通過とする。又、ポールへの乗り上げ、踏み倒し等明らかにボードが旗門の定点上を横切った場合は不通過とする。
- 5 何らかの理由により、旗門線を指し示すことが出来ない旗門を通過した場合の判断は、旗門審判員に委ねられる。旗門審判員は、マーキング・旗門痕等を確認し、速やかに判断を下すべきである。

第613条

アルパイン競技における失格

- 1 インスペクション中、レースコース内を、シャドー・ライディング（擬似滑走）した場合。
- 2 インスペクション中、フォールラインに向けて滑走したり、ブレーキングを頻繁に行なうなどコースの状態を著しく荒らした場合。
- 3 両足が完全にボードに固定されていない状態で、旗門を通過し、またフィニッシュ・ラインを通過した場合。
- 4 レースコース内で両足がバインディングから外れた場合。
- 5 故意または無意識に相手の競技者を妨害した場合。

第614条

ジュリーまたはTSによる懲戒方法

- 1 競技者に関して
旗門不通過の失格を犯した後、そのままそのレースを続行したり、また旗門審判員の指示に従わなかった場合、ジュリーは、ジュリー・メンバーまたはTSの申し出により、次の罰を決める。
イエローカードまたはレッドカードの発行
JSBA事務局とその競技者が所属する地区協会へ送られる、

書面による報告

- 同じ競技会の次の種目の抽選が完了していても、出場は認められず、また代理競技者も許されない
 - 問題の競技（競技の日は数えない）後、7日間JSBA公認競技会への参加停止。さらに犯せば出場停止期間は倍になる
- 監督、トレーナー、その他のチーム役員に関して
- イエローカードまたはレッドカードの発行
 - 口頭警告
 - 罰金
 - JSBA事務局およびその所属する地区協会へ報告される

-2

第615条

同タイム、同順位におけるリザルト表記

-1

同タイム、同順位の場合のリザルト表記は、スタート順の遅かった選手を上に表示する。尚、2本の合計タイムが同タイムの場合は、2本目のスタート順が遅かった選手を上に表示する。

第700条 スラローム競技 (SL)

第701条

コース

- 1 標高差は、最低50m以上でなければならない。
- 2 コース幅は、20m以上なければならない。尚、並行して競技を行う場合は25m以上あることが望ましい。
- 3 コースは、両サイド中央とも、可能な限り平坦でなければならない。
- 4 スラロームは、すべてのターンを安全かつ迅速にこなせるものでなければならない。
- 5 コースには、曲芸的なものを入れてはならない。
- 6 旗門は、フォールラインのみにセットされるものでなく、傾斜線を散在させ、いくつかの深いターンを混ぜなければならない。
- 7 スラローム競技では、できるだけ固い雪面を用意すること。

第702条

コースのセッティング

- 1 旗門数は、最低20、最高50旗門とする。
- 2 旗門間の距離は、最大25mとする。
- 3 早すぎる旗門や、鋭いターンを要求する旗門は避ける。それらは困難さを増加させるだけで、近代スラロームの理論である、流暢な滑降を損なうからである。
- 4 難しい旗門を、最初または最後にセットするのは避けたほうがよい。
- 5 最後の旗門は、競技者がかなりのスピードで、フィニッシュ・ラインを通過できるようにする。
- 6 最後の旗門は、危険を避けるため、フィニッシュ真近に立ててはならない。むしろ競技者を、フィニッシュの真ん中へ誘導するようにする。
- 7 並行して競技を行う場合は、第804条-7～9に準ずる。

第703条

スラローム・コースの確認

- ジュリーは、コースセッターがセットを終了したら、特に次の点に注意し、コースが競技に適合しているかどうか確認する。
- 旗門ポールがしっかり打ち込まれているか
 - 旗門の色別配列が正しいか
 - ポールは、雪のうえに十分な高さがあること
 - フィニッシュ・ライン前の最終旗門は、競技者をフィニッシュの中央へ誘導するようになっているか
 - 予備ポールは正しく置かれ、競技者を惑わすような場所に置かれていないか

第704条

2本目の制限

RCは、2本目の出場人員を半数以下に減らしてもよい。この時は事前に競技プログラムに記載するか、競技開始までに公式掲示板に公示する。抽選前のTC会議で発表するような処置を講じて、全参加競技者に徹底させること。

第705条

-1

失格

失格は409条及び613条に準ずる。

第800条

デュアル・スラローム競技 (DU)

第801条

定義

デュアルスラロームは並行した2つのコースを、2人の競技者が同時にスタートし、そのタイム差を競う競技である。

第802条

コース

- 1 標高差 : 50m以上
- 2 コース幅 : 20m以上
- 3 コースは、片斜面であってはならない。
- 4 左右のコースのセット、地形、雪の状態はできるだけ同じであること。
- 5 コース器材は、第300条および第607条に従って揃えられなければならない。

第803条

コースの選択

- 1 コースは、少し起伏があり、どこからも全コースを見ることのできる斜面を選ぶ。地形の変化は、斜面の全ての表面も同じ状態であること。
- 2 左右のコースのレイアウトは、同じプロフィールで、同じ難度であること。
- 3 選ばれた斜面の全体の雪の状態は、スラローム競技で準備するコースと同じく固められ、両コースに同等のレース条件を提供するものであること。
- 4 競技者に、円滑かつ速やかな滑走を保証するために、コースに隣接してリフトがあることが望ましい。

第804条

コースの準備

- 1 競技者、トレーナー、サービスマンのためにフェンス外に場所を設けることが望ましい。
- 2 左右のコースは、スタートラインからフィニッシュラインまで複写的に平行になるように、同一のコースセッターが正確に設置する。
- 3 コースセッターは、コースの流れをスムーズに、かつバラエティーに富んだカーブ（明確なカーブ）でリズムの変化が出るようにする。いずれにしても、コースは全体的に、直線的なコースラインとなるべきである。
- 4 フィニッシュに近い最後の旗門は、まぎらわしくないように充分距離を取って離し、競技者がフィニッシュ・ラインの中央に向かうようにセットしなければならない。
- 5 旗門数は、15以上、35以下とする。
- 6 両スタート・ゲートおよび両コース間は、5m以上、10m以下でなければならない。
- 7 ひとつのコースのフィニッシュ幅は8m以上なければならない。
- 8 安全のため、フィニッシュ近くのコースと、フィニッシュ通過後のエリアは、競技者がよく確認できるように、離して

- 別々に設けること。
- 9 旗門間の距離は、最大18mとする。
- 10 コースは、スタートからゴールを見て、右側がRightコース、左側がLeftコースとする。

第805条

スタート装置

- 1 スタート装置は『2つのゲートはともに横100cm、縦40cmで、ゲートの開きは電気装置(24ボルト)で行なわれ、ボルト(ロック)式は、スタート・ガンで両ゲートが同時に外側に開くよう電磁石を利用したもの。またゲートは手でも動かせること。』を使用することが望ましい。
- 2 方法が同時スタートを保証するかぎり、どのようなスタート装置を用いてもよい。(例：SXのスタート装置)。タイムが1000分の1秒まで測定できるものが望ましい。

第806条

スタートの手順

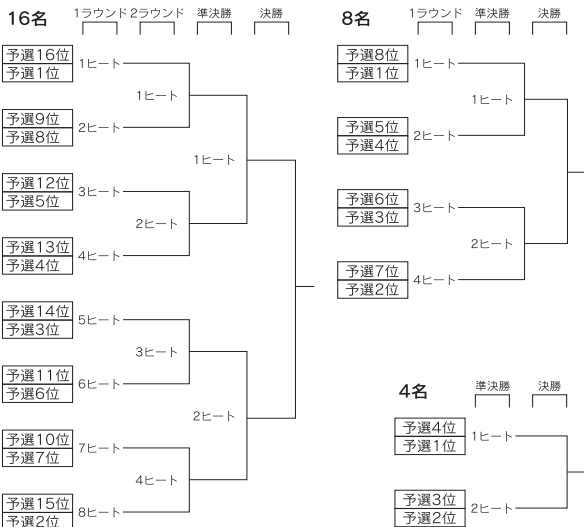
- 1 スタート地点は、スタート審判が統制する。スタート審判は両ゲートの中央に位置し、全コースが見渡せるようにする。スタート審判がスタート合図員に許可を与えてからでなければ、スタートはできない。
- 2 スタート合図
スタート合図員は、両コースの中央に位置し、競技者に、次のようにスタートの合図を与える。
“Right course ready”
(Right courseの競技者 “OK”)
“Left course ready”
(Left courseの競技者 “OK”)
“Attention”
“Go”
- 3 スタート合図員は、両競技者が用意できているかどうか確かめ、両競技者が“OK”と答えた後でなければ、スタートの合図を出してはならない。
- 4 もし、ひとつあるいは両方のゲートが閉まっていれば、スタートはやり直しされる。

第807条

競技の進行

- 1 2本目の制限
- 1 -1 RCは、2本目の出場人員を半数以下に減らしてもよい。この時は事前に競技プログラムに記載するか、競技開始までに公式掲示板に公示する。抽選前のTC会議で発表するような処置を講じて、全参加競技者に徹底させること。
- 2 予選
- 2-1 予選は各選手2本で構成される。競技者は2本目にコースを変える。ただし、1本目で失格(DNF、DSQ、DNS)となった場合、その選手は予選2本目に進出することができない。
- 2-2 1本目のスタート順は、ピブ番号1対2、3対4、5対6、

- ……の順でレースを行う。2本目のスタート順は、1本目の公式リザルトに基づきタイムの早い順となる。(1本目の最速偶数ピブが最速奇数ピブと併走。)
- 2-3 1本目、奇数ピブ番号の競技者が、最初にRightコース、偶数競技者がLeftコースを滑る。2本目の出走コースは1本目の反対になる。
- 2-4 予選の成績は、競技者の2本のタイムの合計で決定される。同タイム同順位のリザルト表記は2本目のスタート順の遅い選手を上に表示する。2本目のスタート順が同じだった場合、1本目のスタート順の遅い選手を上に表示する。1本目のスタート順も同じ場合、ピブ番号の大きい選手を上に表示する。但し、決勝進出者の定数が変わった場合(4位タイ、8位タイ、16位タイ)、プレーオフを行う。プレーオフの方法はTCミーティング時に発表される。予選の成績は、決勝に進出する選手と、決勝に進出できなかった選手の最終成績を決定する。
- 2-5 予選の各選手の成績は、合計タイムの早かった順で決定される。2本目で失格(DNF、DSQ、DNS)だった選手の成績は、予選1本目のタイムの早かった順に順位付けされる。同タイムの選手がいる場合、1本目のスタート順の遅かった選手が上に表示される。1本目のスタート順が同じ場合、ピブ番号の大きい選手を上に表示する。
- 2-6 デュアルスラロームにおいて、各カテゴリー共、予選は必ず行わなければならない。
- 3 決勝
- 3-1 この方式で、各カテゴリーの上位者(4名、8名、16名)を選出し、“KO”システム(各ヒート2人ずつに別れて対戦し、次のラウンドへの進出者を決定していくトーナメント方式)による決勝を行なう。各ラウンドは2本の滑走で構成される場合と予選の成績を反映させるため1本の滑走で構成される場合がある。2本で構成される場合、2人の競技者はRightコースとLeftコースを同時に1本ずつ滑走する。1本で構成される場合、予選成績が上位の選手がコースを選択する。
- 3-2 決勝のスタート順は以下の図の通りとする。予選成績が同順位の場合はリザルト表記が上の選手(第807条2-4参照)を上位としスタート順を決定する。各ラウンドが2本の滑走で構成される場合、予選成績が上位の選手がRightコース、下位の選手がLeftコースを1本目に滑る。(下図の下側に記載されている選手がRightコース、上側に記載されている選手がLeftコースとなる)。2本目はこれが反対になる。



- 3-3 KOシステムでは、2名の選手が同時にスタートできる計測装置を使用し、そのタイム差によって順位を決定する。各ラウンドの1本目のタイム差がペナルティータイムを越える場合はペナルティータイムが適用（第810条を参照）され、2本目において、最初に失格した競技者は失格となり、相手の競技者が次のラウンドへ進出する。2本目のスタートが1本目のタイム差で開くスタートゲートを使用する場合の最終成績は、2本目のフィニッシュ順でフィニッシュ審判が判定する。2本目のフィニッシュ順が僅差で判定しにくい場合のために、両者の滑走タイムを最初のゲートが開いた時点から計測し、フィニッシュタイムを最低100分の1秒単位で計測できるようにする。
- 3-4 両競技者の2本の合計タイム差、もしくは2本目のフィニッシュが同じだった場合、新たにラウンドを構成して順位決定する。
- 3-5 両競技者が失格となった場合、旗門通過数が多い選手が次ラウンドに進出する。但し、両競技者が同じ旗門で失格となった場合、1本目の成績がよかった競技者が進出する。1本・2本ともに同順位だった場合、同順位とみなされ、新たにラウンドを構成して順位決定する。
- 3-6 KOファイナル1ラウンド目の1本目でDNSの競技者がいた場合、その競技者の成績は決勝進出競技者の最後の順位とさ

-3-7

れる。ファイナルラウンド・順位決定戦に進出しなかった選手の最終成績は、各ラウンドごとの競技者の予選の成績で決定する。KOファイナルにおいて2ラウンド以上行った場合（ファイナルラウンド・順位決定戦）、各ラウンドの1本目のDNSの競技者は、そのラウンドの最後の順位とされる。
シングルフォーマットのKOラウンドにおいて2名同時にフライングした場合、予選順位が上位の競技者を勝者とする。
※予選成績が同順位の場合はリザルト表記が上の選手（第807条2-4参照）を上位とする。
ファイナルおよび3位4位決定戦も同様とする。

第808条

旗門審判員

旗門審判員は、受け持つ旗門間で、競技者が失格したと判断した場合、旗門審判長にそれを知らせる。旗門審判長は、旗門審判員の下した判定を判断し、主審に知らせる。

第809条

失格

- 1 “KO” システムにおけるフライングは失格とみなし、第810条を適用する。
- 2 その競技者のフライングについて、スタート合図員または旗門審判員が停止を求めたにもかかわらず、滑走を続けた場合。
- 3 故意または無意識に相手の競技者の妨害をした場合。
- 4 その他の失格は409条及び604条-1に準ずる。
- 5 SXのスタート装置を使用した場合のフライングは、1208条に準ずる。

第810条

KOシステムにおけるペナルティー

- 1 1本目において、失格した競技者のペナルティータイムは、TCミーティング時に発表される。
- 2 2本目において、最初に失格した競技者は、失格となり、相手の競技者が次のラウンドへ進出する。
- 3 ペナルティータイム
- 3-1 ペナルティータイムは、各カテゴリーごとに設定される。ペナルティータイムは、予選1本目のラップタイムの6パーセントとする。ペナルティータイムが2秒以上となる場合、そのカテゴリーのペナルティータイムは2秒とする。
- 3-2 決勝の各ラウンド1本目のタイム差がペナルティータイムを超える場合、ペナルティータイムを持ってそのタイム差とする。

第811条

最終順位

- 1 “KO” システムに進出できなかった選手の順位は、予選ラウンドのリザルトにより決定される。
- 2 “KO” システム進出者の順位は次のように決定される。1位から4位は、ファイナル・順位決定戦のリザルトにより順位付け、5位から8位は予選の合計タイムにより順位付けされる。以下も同様とする。
- 3 決勝ラウンドにおいて、1本目がDNSとなった場合は、予選タイムにかかわらず、そのラウンド敗退者の中で最下位とする。

第900条 ジャイアントスラローム競技 (GS)

第901条

コース

- 1 標高差は、最低120m以上を有すること。ただし、その開催地の特別事情で、上記の最低標高差が確保できなくても、競技を認めることがある。
- 2 地形は、波状起伏に富み、コースの幅は、25m以上を有すること。尚、並行して競技を行う際のコース幅は、40m以上あることが望ましい。コースは、滑降競技と回転競技の特性を合わせ持つよう準備する。

第902条

コースの設置

- 1 最小旗門数は標高差の10%、最大は標高差の13%以下が望ましい。

第903条

競技の実施

- 1 RCは2本目の出場人数を半数以下に減らしてもよい。この時は事前に競技プログラムに記載するか、競技開始までに公式掲示板に公示する。抽選前のTC会議で発表するような処置を講じて全参加競技者に徹底させること。
- 2 2本目は、セットを変えることが望ましい。
- 3 1、2本目とも、同日に行なわれることが望ましい。
- 4 全ての競技者や前走者は、公式練習中でも競技中同様にスノーボード・スキー用セーフティヘルメットを着用しなければならない。もしこの規定を無視するとスタートは許されない。

第904条

失格

- 1 失格は409条及び613条に準ずる。

第1000条

スーパージャイアントスラローム競技 (SG)

第1001条

コースの一般特性

- 1 コースは、継続的に滑ることができなければならない。
- 2 コースは雪が少ないときでも、あらゆる危険をなくすため、石、切り株などの障害物が残っていてはならない。
- 3 危険な転倒をもたらすような、ハイ・スピードになる箇所は、スピードを制御する処置を講じなければならない。これはには平均スピードを制御させる効果ある旗門を立てなければならない。TSはこのルールを守らせるために、細心の注意を払わねばならない。

第1002条

コース

- 1 標高差および地形
- 1-1 標高差は、最低180m最高500mとする。
- 1-2 地形は、できたら起伏に富み、その幅は30m以上あることが望ましい。但し、幅が狭い場所でも、最低10m以上あること。
- 2 コースのレイアウトについて
- 2-1 コースは、鋭い困難な起伏を入れてはならない。
- 2-2 競技者を高くまたは長い距離空中に投げ出すような特別なコブ、急に突き出た棚は避けなければならない。
- 2-3 着地点が平坦であったり、また斜滑降や逆斜面につながっている場合は、特に注意する。コースは、カーブの外側が低くなるようなカーブを作ってはならない。
- 2-4 中程度またはハイ・スピードになる箇所のコースの幅は、狭い所を避け、スピードが増すに従いコースは広くとらなければならない。
- 2-5 高速のであるカーブの外側には、広いスペースが必要であり、転倒したりコースから外れても、障害物にぶつかって負傷しないよう留意しなければならない。(安全地帯)
- 2-6 もしも競技者がコースを外れるとぶつかるかもしれない障害物は、雪、ストロー入りバッグ、安全ネット等、この種の安全手段で保護しなくてはならない。
- 2-7 観衆にわざとらしい技術を見せるための人工的な障害を作ってはならない。
- 3 旗門のセッティング
- 3-1 最大旗門数は、標高差の10%、最小旗門数は、18旗門が望ましい。

第1003条

競技の実施

- 1 競技者は、旗門の内側と内側を結ぶ線を、スノーボードの全体と両足で滑って通過しなければならない。
- 2 スノーボードの先端と両足が、フィニッシュ・ラインを通過した時をもってその競技者の競技が完了したものとする。
- 3 すべての競技者や前走者は、公式練習中でも、競技中同様に、スノーボード・スキー用セーフティヘルメットを着用しなければならない。もしこの規定を無視するとスタートは許されない。

第1100条

ハーフパイプ競技

第1101条

定義

-1

ハーフパイプ競技とは、雪上に作られた溝状のコースで各々の競技者が演技を行い、その優劣を競う競技である。

第1102条

コース

-1

ハーフパイプ・コースとは、雪上に作られた溝状のコースをいう。その基準は以下の通りとする。

	レギュラーパイプ	スーパーパイプ
斜度	14° ~ 17°	17° ~
全長	80m ~ 150 m	150 m ~ 180 m
全幅	13m ~ 19 m	19 m ~ 22 m
全高	3.0m ~ 5.5 m	5.5 m ~
トランジション半径	3.0m ~ 5.5 m	5.5 m ~
リップ角度	82° ~ 90°	82° ~ 90°
プラットフォーム幅	2m ~	2 m ~
スタート・エリア幅	2m ~	2 m ~

*基準以外のハーフパイプでの開催はFS-TS判断とする。

第1103条

コースの準備

-1

ハーフパイプ競技のコースは、JSBA競技規則に合致していなければならない。

-2

ハーフパイプ競技に必要な器材は以下のとおり。
ジャッジハウス（ジャッジ集計用備品、電源、暖房機器、人数分機椅子）／スタートテント／セパレーションネット／MC用テント／コース整備用器材／無線装置／ノータイスボード
*その他詳細については競技役員運営マニュアルを参照

-3

スタート・エリアは、競技者がレギュラー／グーフィー・スタンスのハンディなくコース内にスムーズに、かつ十分なスピードで入れるように設置しなければならない。

-4

天候等の影響に因り、トランジションの状態の視認が困難な場合に備え、コース・マーカー等を使用して速やかに対応できるようにしなければならない。

第1104条

参加人数枠

-1

公認競技会の参加人数は1日最大150名とする（ただし、全日本・地区大会・学生大会はこの限りではない）。

第1105条

トライアル（選抜会）

-1

参加人数が150名を超える場合、本戦前日までにトライアルを行うことができる。ただし1日の参加人数は300名を上限とする。

-2

選抜方法はトライアル方式を用いる。

-3

トライアルは本戦出場者の発表のみを目的とする。

-4

選抜会もJSBAポイントの対象となる。

第1106条

公式練習

- 1 公式練習の時間を設けなければならない。
- 2 公式練習は参加人数に合わせて40名程度のグループに分けて行うことが望ましい
- 3 公式練習の時間・方式は前日のTC会議時に、 Juryによって発表される。
- 4 公式練習は最低でも競技会当日参加選手全員が1本は行うこと。

第1107条

予選

- 1 予選と決勝は、同一の日に行ってもかまわない。
- 2 スタート順は、前日のTC会議で、抽選の上決定される。
- 3 予選は2本の滑走にて構成される。
- 4 予選は全選手が2本滑り、良い方のポイントが採用されるベストポイント方式、もしくは1次予選（全選手1本の試技）と2次予選（1次予選通過者による1本の試技）によるカットダウン方式によって行われる。
- 4-1 ベストポイント方式では全選手がスタート順通りにスタートし、良い方のスコアが採用され、男子上位16位まで、女子上位8位までが決勝に進出する。
- 4-2 カットダウン方式では、1次予選は、スタート順でスタートし、男子上位8位、女子上位4位までが直接決勝に進出する。
- 4-3 2次予選は、男子は1次予選の8位までを除いた上位32位までが、女子は1次予選の上位4位までを除いた16位までの競技者が、スタートする。2次予選のスタート順は1次予選の下位からとする。2次予選の、男子（16から1次予選での決勝進出者の人数を引いた数）位まで、女子（8から1次予選での決勝進出者の人数を引いた数）位までが決勝に進出する。
- 5 ただし、参加総数に応じて決勝参加人数を変更する場合もあり得る。

第1108条

決勝

- 1 決勝順位は2本の滑走の合計ポイント、または2本もしくは3本の試技のうちの最も高かったポイント（ベストポイント方式）で決定される。
- 2 決勝のスタート順は、予選順位の順位の下位からスタートする（カットダウン予選の場合、2次予選の順位の下位から、続いて1次予選の順位の下位からの順でスタートする）。決勝はすべて同じ順番で試技を行なう。
- 3 ただし、決勝方法はTS、ヘッドジャッジおよびRRの提案によって変更される場合もある。この場合前日のTC会議時で発表される。

第1109条

競技の実施

- 1 公式練習も競技の1部である。
- 2 決勝に進出した競技者は決勝の順位、ベストポイント方式予選敗退者はその順位、カットダウン方式予選では2次予選で

- 不通過の競技者はその順位、1次予選不通過者はその順位をもって、公式成績とする。
- 3 予選で同ポイントの競技者は同順位とし、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では同順位ながら上に掲載する。
- 4 合計ポイント方式での決勝において、同順位が出た場合、決勝2本の内の高ポイントの方を比較し、順位をつける。さらにその時点で同ポイントであった場合は、そのポイントの2名のオーバーオールジャッジのうち、高ポイントを比較し、順位をつける。さらに同ポイントであった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
- 5 ベストポイント方式の決勝において、同順位がでた場合、同ポイントとなった試技の2名のオーバーオールジャッジのうち、高ポイントを比較し、順位をつける。さらに同ポイントであった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。

第1110条

スタート合図

- 1 ハーフパイプ競技におけるスタート合図は、ヘッドジャッジの採点準備確認の後、スタート審判の声“Ready, Go!”とする。スタート指示無視はジュリー判断とする。再走の場合、その出走順はヘッドジャッジの判断による。

第1111条

フォトセッション

- 1 フォトセッションは競技期間中に開催され、予選もしくは決勝の前後に設けられるべきである。
- 2 フォトセッションの開催時間は前日のTC会議で告知される。

第1112条

ヘッドジャッジ (HJ: 技術審判長=主審も兼ねる)

- 1 ヘッドジャッジの義務。
- 1 -1 ジャッジハウスの管理。
- 1 -2 競技開始前にジャッジミーティングと模擬ジャッジを開催し、適正なジャッジングが行われるよう準備しなければならない。
- 1 -3 ジャッジを統括し、ジャッジングが円滑に行われるように配置する。必要があればスコアの修正をし、そのジャッジに何が間違っていたのか伝える。
- 1 -4 競技者のポイントについて最終的な責任を持ち、抗議があった場合はヘッドジャッジがその説明にあたる。
- 1 -5 ヘッドジャッジは緊急の場合以外、ジャッジングしてはならない。
- 1 -6 ヘッドジャッジは主審としてジュリーメンバーに所属する。
- 1 -7 競技会中、各ジャッジがジャッジングの用意が出来たことをスタート審判に伝え、競技を円滑に進行させることに努めなければならない。
- 1 -8 再走のスタート順を計時計算係と連絡を取り決定する。

第1113条

フリースタイル・ジャッジ (FJ: 技術審判員)

- 1 ハーフパイプ競技では3名以上のジャッジを用意しなければならない。
- 2 ジャッジの義務。
- 2-1 ジャッジはジャッジ規程に従って任務を遂行しなければならない。
- 2-2 ジャッジは公式練習中模擬ジャッジをし、競技が終了するまでヘッドジャッジの補佐をしなければならない。
- 2-3 必要な場合はヘッドジャッジの手助けをしなければならない。
- 3 ジャッジの遂行。
- 3-1 各ジャッジは記録の為のメモリーボード、集計の為のスコアカード及び筆記用具を用意しなければならない。
- 3-2 各ジャッジは競技者を公平に、いかなる偏見も持たずジャッジングしなければならない。
- 3-3 各ジャッジは競技者のスコアに関して、ヘッドジャッジを除く他のジャッジと相談しあってはならない。
- 3-4 各ジャッジは競技中、競技者または観客に話し掛けてはならない。
- 3-5 競技者がいかなる理由でその滑走を中止したとしても、それまでのスコアをつけなければならない。
- 3-6 ジャッジ上発生するあらゆる問題は、レースジュリーによって裁定される。

第1114条

ジャッジの配置

- 1 ジャッジハウスは、コースの延長線上に設置する。
- 2 ジャッジハウスは、ジャッジがコースの全体を左右均等に見渡せる位置及び高さを確保しなければならない。
- 3 ジャッジハウスは、12名分の机と椅子がおける程度の、十分な広さを備えていなければならない。
- 4 ジャッジハウスにはヒーター及びナイターの場合は作業に十分な明るさのライトを用意すること。
- 5 各ジャッジはパーティションなどで隔てられていることが望ましい。
- 6 ジャッジハウスは正面にコースを十分に、左右均等に見渡せるだけの窓を設け、立ち入り認められるのは原則として次の役員とする。
 - ヘッドジャッジ及びジャッジ
 - セクレタリー (競技事務局長)
 - ジュリーメンバー
 - TS
 - FSタビュレーター

第1115条

ジャッジ基準

- 1 公認競技会のジャッジングはJSBAセパレーション・システム、もしくはJSBAオーバーオール・システムに基づいて行われる。
- 2 JSBAセパレーション・システムにおける各カテゴリーは以

下のとおり。

- モーション・ジャッジ/360° 未満のターン（ハンドプラント、フリップ、ロールのトリックを含む）すべてをスコアリングする。ディフィカリティー（難易度）、エクスキュージョン（完成度）、アンプリチュードおよびバラエティー（構成）をジャッジする。
 - ローテーション・ジャッジ/360° 以上のターン（ハンドプラント、フリップ、ロールのトリックを含む）すべてをスコアリングする。ディフィカリティー（難易度）、エクスキュージョン（完成度）、アンプリチュードおよびバラエティー（構成）をジャッジする。
 - オーバーオール・インプレッション・ジャッジ/競技者の滑走を総合的にジャッジ。テクニカル・ネイチャー、リスクおよびプログレッション（斬新性）を基準としている。
- 3 JSBAオーバーオール・システムにおいては、競技者の試技を総合的にジャッジする。エクスキュージョン（完成度）、ディフィカリティー（難易度）、アンプリチュード、コンビネーション、バラエティー、プログレッション（斬新性）、リスク、テクニカル・ネイチャーを基準としている。
- 4 競技者はスタート後、以下の状態になるまでが採点の対象となる。
- フィニッシュラインを超えた時。
 - 両足がボードから外れた時。
 - 30秒以上停止した場合。
 - コースアウト後30秒以内にコースイン出来なかった場合。

第1200条

スノーボードクロス競技 (SX)

第1201条

定義

- 1 スノーボードクロスは1つのコースを、2人以上の競技者が同時にスタートし、フィニッシュラインを通過する事によりその順位を決する競技である。
- 2 アルパイン、リースタイル、フリーライドのボードが同等の条件で滑れるコースでなければならない。
- 3 コースは、モーグル、バンク、ジャンプ、ウェーブ、テーブル、蛇行バンク、チャンネル、等の異なったセクションで分けられなければならない。
- 4 次のカテゴリーを設ける。
 - オープン男子の部
 - オープン女子の部
 - 30+男子の部
 - U-18男子の部
 - U-18女子の部
 - U-15男子の部
 - U-15女子の部
 - U-12の部
 - U-9の部※U-18・U-15・U-12・U-9は学齢期（4月2日～翌4月1日）によって区分される。

第1202条

コース

- 1 標高差は、最低50m、最高200mでなければならない。
- 2 コースの幅は、30m以上なければならない。
- 3 競技者に円滑かつ速やかな滑走を保証するために、コースに隣接してリフトがあることが望ましい。

第1203条

コースの整備

- 1 出来るだけ速いスピードで滑れるように、コーナーセクションを作らなくてはならない。
- 2 高速で通過するカーブの外側には、広いスペースが必要で、転倒したりコースから外れても、障害物にぶつかって負傷しないよう留意しなければならない。
- 3 急斜面には競技者が安全かつ速度を落として通過できるようなセクションを設け、緩斜面には速度を高めるようなセクションを作らなくてはならない。
- 4 競技者の、順位の入替えが可能なセクションを作らなければならない。
- 5 ジャンプやテーブルジャンプ等のセクションでは、競技者の着地点がフラット部分であったり、逆斜面であることを避けなければならない。
- 6 ジャンプやテーブルジャンプ等の高さ、長さはスピードによって変える。
- 7 ジャンプやテーブルジャンプ等は、高速になる斜面では、絶対に使用してはならない。
- 8 ローラー等のセクションは、ジャンプのためではなく、スピードをつけるために使用されなければならない。

- 9 モーグルフィールドは、テクニカルセクションであり、高速セクションではないため、長すぎたり、細かすぎではいけない、幅も十分に取らなければならない。
- 10 バンクの高さは最低2m、幅は6名の競技者に十分なように設定するべきである。
- 11 バンクのインサイドを滑走すると有利なバンクを作ってはならない。
- 12 各セクションにはコースを明確にするためのセクションマークを設ける。これは選手が衝突をしても安全性が確保されるものとする。
- 13 セクションマークにフラッグを使用する場合、内側はショートポール、外側は可倒式ポール、フラッグは三角のもの（取り外し式）を使用し下部に取り付ける。
- 14 コースエリアは、ネットもしくは、オープンポール(可倒式)を使用。
- 15 悪天候下で視界が十分に確保できない場合は、安全性を考えコースが明確に判るようにしなければならない。
- 16 フィニッシュラインは最終セクションから十分に距離を取り、競技者の安全を考慮し設置しなければならない。

第1204条

インスペクションと公式練習

- 1 SX競技では、レースが開始される前にインスペクション及び公式練習の時間を設け、全ての参加者はインスペクション及び公式練習に参加しなければその後のレースには出場できない。
- 2 インスペクションは最初の公式練習前に行われ、参加者が各セクションの特性を把握し、安全に競技会に参加出来るようにすることを目的とする。
- 3 インスペクション中、コース内での移動は安全なスピードを維持し、シャドーライティング（擬似的な滑走）は許されない。しかしセクションの確認のために立ち止まることは許される。
- 4 公式練習中もヘルメットを着用しなければならない。
- 5 公式練習は各グループに分けて行うこと。（男女、年齢カテゴリー別）
- 6 公式練習は各競技者が3本程度の試走を行えるよう、十分な時間を設定する。
- 7 公式練習中はコース上で立ち止まってはならない。但し、レッドフラッグが掲示された場合はこの限りではない。
- 8 公式練習は15秒から20秒間隔で1名ずつスタートし、複数での同時スタートは望ましくないが、安全の確保がなされている場合はジュリー会議によって認められる場合がある。
- 9 競技者は、必ずビブもしくはIDを所定の位置に着用すること。また上着等でビブを覆ってはならない。
- 10 競技者以外のTC、サービスマンがインスペクションを希望する場合はジュリー会議によって判断され、前日のTCミーティング時に発表される。

第1205条

スタートエリア

スタートエリアは少なくとも、幅10m、長さ2m以上でなくてはならない。又、これらは平らで、水平でなくてはならない。

第1206条

スタート装置

- 1 スノーボードクロスに使用するスタートシステムは、数名の競技者が、同時にスタートできるものでなければならない。
- 2 スタートライン上にスタートゲートが設置される。
- 3 同時スタートをさせるためには、競技者にできる限りフライングをさせづらいゲートを準備するべきである。
- 4 スタート装置は隣り合わせた競技者が、各々のスタートを妨げることの無いように、十分な幅を持たせ、ゲートの高さは30cm以上がのぞましい。

第1207条

スタートの手順

- 1 スタート地点は、スタート審判とジュリー1名が統制する。
- 2 各ジュリーは、ゲートの両サイドに位置し、スタートの瞬間から競技者の各セクションの通過を確認しなければならない。
- 3 スタート合図員は、スタート審判の指示で競技者に、次のようにスタート合図を与える。
 - Riders ready (フラッグを水平にあげる)
 - Attention (フラッグを頭上にあげる)スタート合図員による“Riders ready”“Attention”のコールの後5秒以内にスタートゲートをあげる。
- 4 スタート合図員は、競技者全員に合図が確認できる所に位置しなければならない。

第1208条

フライング

- 1 フライングとは、スタート合図員による“Riders ready”のコールの後、スタートゲートが開放される以前にボードの一部が、ゲートを越えた場合を言う。
- 2 フライングの判断はスタート審判が行う。

第1209条

フィニッシュ地域

- 1 フィニッシュ地点はフィニッシュ審判が統制する。
- 2 フィニッシュ審判は正確な順位の確認に努めるため、複数人のアシスタント（フィニッシュ審判補佐）を配置し、指揮しなければならない。
- 3 フィニッシュエリアは、複数の競技者が同時に進入することを考えて、安全に停止できる十分な広さを確保しなければならない。競技性を考え、制動距離はアルパイン種目の2倍以上を確保すべきである。

第1210条

競技の実施

- 1 すべての競技者や前走者は、インスペクション中でも競技者同様にスノーボード・スキー用セーフティヘルメット、厚手のウェア、グローブを着用しなければならない。もしこの

- 規程を無視するとスタートは許されない。尚、安全の為、プロテクター(脊髄パッド等の着用、又は使用)を強く推奨する。
- 2 先行する足の膝下が、フィニッシュラインを通過した時をもってその競技者の競技が完了したものとする。
- 3 フライングを犯した競技者に対して、フィニッシュエリアにて失格が宣言される。
- 4 KOシステムによる一日の最大開催ヒート数は96ヒート以内とする。
KOシステムにおける次ラウンドへの勝ち上がり率は50%以上あることが望ましい。
- 5 タイムトライアル
- 5-1 参加者のレベルに著しい隔たりがある場合、もしくは競技運営上で組織委員会の要望があった場合、TSの判断によりタイムトライアルを実施し、参加者を選抜することができる。
- 5-2 タイムトライアルは本選の前日までに実施され、1本以上行い、ベストタイムにて選考される。
- 5-3 競技者は任意により、いずれかの滑走を棄権することができる。その際は本人によってスタート審判への事前申告が必要となる。
- 5-4 4人で決勝を行なう場合は、16、32、64人、6人で決勝を行なう場合は、12、24、48人に、KOシステムを組めるように選考しなければならない。
- 5-5 タイムトライアルの成績はKOシステムの出走順を決定することと、選考外者の順位付けに採用される。
- 5-6 タイムトライアルは競技者を単独で滑走させなければならない。
- 5-7 タイムトライアルのスタートは安全を考えて十分な間隔を開けてスタートさせる。
- 5-8 タイムトライアルの計時装置は607条に準ずる
タイムトライアルはいずれかの滑走において失格した場合も他の滑走の権利は失われない。
- 6 ルーザーズラウンド
- 6-1 RCは、ルーザーズラウンド(敗者復活戦)の設定ができる。この時は、事前に競技プログラムに記載するか、TC会議で発表するような処置を講じて、全参加競技者に徹底させなければならない。
- 6-2 ルーザーズラウンドは、以下の場合に実施する事がのぞましい。
- 6-3 前ラウンドの勝ち上がり比率が50%を下回った場合
- 6-4 KOシステムによるヒート組人数を調整する必要がある場合
- 7 順位の確定
- 7-1 KOシステムは順位決定戦を行い、6人ヒートで行う場合は1～12位までを決定する。4人ヒートで行う場合は1～8位を決定する。それぞれの13位・9位以下で順位決定戦が行なわれない場合には、各ラウンドの通過順位によって順位を決定する。敗退したラウンドの順位→1つ前のラウンドの順位→2つ前のラウンドの順位というように、1ラウンドずつカウントバックし通過順位が上の選手を上位とする。各ラウンドの通過順位が全て同じ場合は同順位となる。
尚、第1ラウンドを免除されたシード選手等「前ラウンドの

- リザルトを有していない選手」がいた場合、リザルトを有している選手を優先して上位に位置付ける。
- (シード権を放棄する事は選手の意思によって選択できる)
- 7-2 DNF、DSQ、DNSについては、そのラウンド内で確定している順位(末位)となる。これらは同順位ながら表記は上からDNF、DSQ、DNSの順となる。IFはすべての当該レースの最下位置に表記し、順位はつけない。尚、IFが発生した際、発生順位(末位)以降は繰り上がる。これを公式成績とする。
- 7-3 ルーザースラウンドに進出権を得て次のラウンドに進出できない場合は、ルーザースラウンド以前の順位となる。
- 7-4 ファイナルラウンド・セミファイナルラウンド・順位決定戦において、失格による複数の同順位者が発生した場合、該当者の失格内容により順位を確定する。
失格内容の優先順位は下記のとおり。
①途中棄権者(DNF)>②失格者(DSQ)>③未出走者(DNS)
- (付記) なお、失格内容が同じ場合は、その失格が発生したセクションがよりゴールに近い者が上位となる。
- 8 セクションの通過
- 8-1 一対のセクションマークによって示されたセクションラインを両足が完全にバインディングに固定された状態で、ボードの1部が交差した状態を通過と定める。
- 8-2 セクションラインは1対のセクションマークの外側を直線で結んだライン、もしくはマーク外側より内側へ延長したラインである。但し、セクションマークに三角フラッグを使用した場合、セクションラインの正確な通過は第612条「正確な旗門の通過」に準じるものとする。

第612条

正確な旗門の通過

- 1-1 両足が完全にバインディングに固定されている状態で、ボードの全体と両足が旗門線を完全に通過すること。
- 1-2 旗門線とはアウトポールから旗門点(インポールの位置)を結んだラインを旗門点方向に延長したと想定される線で、その終点は便宜上コースエリア内とされる。
- 2 もし競技者が旗門不通過を犯した場合、それ以降の旗門に入ることは許されない。もし彼がこれに違反すると、競技委員会によって罰せられる。
- 3 競技者は危険回避の為に、片足を外しても構わない。但し両足が外れたり両足を外したりすると失格となる。
- 4 ボードのエッジが雪面についた状態で、サイドウォールがポールに触れた状態は通過とする。又、ポールへの乗り上げ、踏み倒し等明らかにボードが旗門の定点上を横切った場合は不通過とする。
- 5 何らかの理由により、旗門線を指し示すことが出来ない旗門を通過した場合の判断は、旗門審判員に委ねられる。旗門審判員は、マーキング・旗門痕等を確認し、速やかに判断を下すべきである。

第1211条

失格

- 1 以下の行為を行った競技者は失格となる。
- 1 -1 フライングをした選手
- 1 -2 両足が完全にボードに固定されていない状態で、セクションライン及びフィニッシュラインを通過した場合
- 1 -3 セクションを正確に通過しなかった競技者は、その後のセクションに侵入することは許されない
- 1 -4 第409条の各項に該当した場合
- 1 -5 故意に相手の競技者を妨害した場合は、IFとし1212条により厳しく罰せられる。
- 1 -6 ヘルメットが外れた状態で、セクションライン及びフィニッシュラインを通過した場合。

第1212条

インターフェア (IF)

- 1 インターフェアとは、明らかに他の選手の滑走行為を妨げ、自己の有利に導く妨害行為を言う。
- 2 インターフェアの宣告を受けた競技者は失格となり、また制裁として、公式成績表の最下部に表記され成績対象外者となる。
- 3 インターフェアの判断は、その行為を目撃した競技役員によるのみ行われる。
- 4 インターフェアの発生したヒートにおいても再レースは行われない。
- 5 インターフェアの判断はそのレース終了までに主審に連絡されて、順位確定前に当該選手に通告される。

第1213条

失格者に対する処罰

- 1 失格行為は、同ヒート内の最下位となり、次ラウンドに進出する事は出来ない。
- 2 失格者の発生したヒートでの順位付けは以下の通り行なう。
- 3 -1 当該ヒートで決定する順位の最高位→次ラウンドへの進出ができなかった完走者
- 3 -2 完走者の次位→失格者
- 4 タイムトライアルは、すべての滑走において失格した場合、最終成績表の最下位に表記される。

第1214条

コースマーシャル

- 1 SX競技は各セクション毎にコースマーシャルを配置しなければならない。コースマーシャルは1人以上のチーフマーシャルによって管理される。チーフマーシャルは、JSBAの公認ライセンスを所持したものでなければならない。
- 2 ジャンプ、テーブルジャンプ等で、進入口から着地地点が見えないセクションにおいては、コースマーシャルが必ず付かなければならない。
- 3 コースマーシャルは、コース状況を連絡出来る装備を身につけなければならない。
- 4 コースマーシャルは競技者の安全を確保するために、コース内の各セクションに位置し、転倒者や怪我人、その他の緊急

事態による危険性をイエローフラッグ及びレッドフラッグを使い、競技者に知らせなければならない。

第1215条

イエロー・レッドフラッグの定義

- 1 イエローフラッグとは競技者に「注意」をうながすためのものである。
- 2 イエローフラッグが掲示された場合、競技者はコース上に障害物・危険があることを認識し無ければならない。
- 3 レッドフラッグとは競技者に「停止」を意味するものである。
- 4 レッドフラッグが掲示された場合、コース上にいる全ての競技者は直ちに停止しなければならない。そのヒートは無効となり、再レースが行われる。
- 5 イエロー・レッドフラッグの大きさは100cm×80cm程度とし、競技者が滑走中に確認するのに十分なサイズとする。

第1216条

公式リザルトの成立とポイントの付与

- 1 タイムトライアル予選を開催した競技会で、タイムトライアル終了後、悪天候などによりKOファイナルを開催できない場合、タイムトライアル成績が公式リザルトとして採用される。この場合の各選手のポイントは、タイムトライアル時の順位に準じて、予定されていたポイントが与えられる。
- 2 タイムトライアルを開催しない競技会で悪天候などにより競技会を続行できない場合、順当ポイントを適用できるのは、1/4ファイナル進出者が確定した時点（1/8ファイナルラウンドが完了した時点）である。その場合、1/4ファイナル進出者の最終順位は全てそのラウンドの最低順位として表記され、ポイントもその順位に準じて予定されていたポイントが与えられる。
- 3 1/8ファイナルが同日で完了しない競技会においての成績は無効とする。

第1300条

スロープスタイル競技

第1301条

定義

- 1 スロープスタイル競技とは、キッカーやヒップ、コーナージャンプ等のエア・セクションと、レールやボックス等のスライディング・セクションが、地形を活かしてバランス良く複数設置されたコースで、各々の競技者が演技を行い、その優劣を競う競技である。
- 2 次のカテゴリーを設ける。
- オープン男子の部
 - オープン女子の部
 - U-18男子の部
 - U-18女子の部
- ※U-15以下の年齢カテゴリー該当者は、トライアウトを通過しなければ出場できない。

第1302条

コース

- 1 スロープスタイル・コースは、下記の基準を満たす斜面にセクションを造成すること。

斜度	15° ~ 25°
全長	100m ~ 300m
全幅	50m ~

* 基準以外のコースでの開催はFS-TS判断とする。

- 2 スロープスタイル・コースはスタートからフィニッシュまで、スムーズに流れるように各アイテムを造成しなければならない。無駄なターンやブレーキングはこの種目の魅力を半減させる。
- 3 長すぎたりブラインドとなるコースはジャッジングや集計のマイナス要因となるため、競技会には適していない。
- 4 競技会ではエア系2~3セクション、スライド系1~2セクションが望ましい。各セクションの造成は十分な試走と共に行い、アプローチ（テイクオフ）とランディングのバランスに留意する。
- 5 エア・セクションは適切な距離と斜度のアプローチと共に造成する。急すぎる斜度は無駄なブレーキングに繋がり、コースの悪化、競技の遅延に繋がる。
- 6 1つのエア・セクションには複数（2~3つ）のテイクオフ・エリアを設置しなければならない。これは異なる技術レベルのライダーに対応するためと、転倒やミスによるスピード・ロスがあった場合にも、トリックにトライできるようにするためである。
- 7 エア・セクションのランディング・バーンはテイクオフに合わせ、十分な距離と幅、斜度をもって造成しなければならない。短すぎたり緩すぎる斜度はフラット・ランディングとなり、安全上のトラブルに繋がる。
- 8 スライディング・セクションはライダーのスピードが遅くな

- るエリアに設置する。トランスファーを伴うスライディング・セクションはこの限りではない。
- 9 スライディング・セクションは難易度の異なる複数のアイテムを並列に設置し、異なる技術レベルのライダーに対応できるようにしなければならない。
- 10 スライディング・セクションでは、金属のバリ、釘やねじの処理に充分注意しなければならない。

第1303条

コースの準備

- 1 スロープスタイル競技のコースは、JSBA競技規則に合致していなければならない。
- 2 セクションの配置
- 2-1 選手にとって魅力的なコースとなるようにセクションを配置しなければならない。
- 2-2 複数のルーティーンが組めるようにセクションの配置をしなければならないが、ルーティーンごとの難易度はある程度均一になるように配置する。
- 2-3 ジャッジハウスから出来る限りすべてが見渡せるようにセクションを配置する。また、コースの状況によってはヘッドジャッジの判断によりジャッジを複数箇所に配置する。
- 2-4 キッカーやヒップ等、ブラインド・セクションには必ずマーシャルを配置する。
- 3 セパレーションネットはギャラリーを規制するために設置されるが、安全に支障がない限り、出来るだけセクションに近づけること。
- 4 スロープスタイル競技に必要な器材は以下のとおり。ジャッジハウス（ジャッジ集計用備品、電源、暖房機器、人数分机椅子）／スタートテント／セパレーションネット／MC用テント／コース整備用器材／無線装置／ノーティスボード
*その他詳細については競技役員運営マニュアルを参照
- 5 スタート・エリアは、競技者がレギュラー／グーフィー・スタンスのハンディなくコース内にスムーズに、かつ十分なスピードで入れるように設置しなければならない。
- 6 競技者の安全とスムーズに演技を行うために、アプローチやランディングのラインの荒れ、セクションに問題がないかマーシャルは常に注意し、整備の必要があれば速やかに行う。
- 7 天候等の影響に因り、トランジション・ランディングバーンの状態の視認が困難な場合に備え、コース・マーカー等を使用して速やかに対応できるようにしなければならない。

第1304条

参加人数枠

- 1 公認競技会の参加人数は1日最大150名とする（ただし、全日本・地区大会・学生大会はこの限りではない）。

第1305条

トライアル（選抜会）

- 1 参加人数が150名を超える場合、本戦前日までにトライアルを行うことができる。ただしトライアル1日の参加人数は

- 2 300名を上限とする。
- 2 選抜方法はトライアル方式を用いる。
- 3 トライアルは本戦出場者の発表のみを目的とする。

第1306条 公式練習とインスペクション

- 1 公式練習、およびインスペクションの時間を設けなければならない。
- 2 インスペクションは最初の公式練習前に行われ、参加者が各セクションの特性を把握し、安全に競技会に参加出来るようにすることを目的とする。
- 3 インスペクション中、各セクションでの練習は認められないが、インターバル、アプローチやランディングエリアへの進入は基本的に認められる。
- 4 公式練習は参加人数に合せて50名程度のグループに分けて行うことが望ましい。
- 5 公式練習の時間・方式は前日のTC会議時に、ジュリーによって発表される。
- 6 インスペクションは参加選手全員が行うこと。

第1307条 予選

- 1 スロープスタイルの予選はベストポイント、カットダウン、もしくはトライアル方式で行われる。
- 2 予選と決勝は、同一の日に行ってもかまわない。
- 3 スタート順は、前日のTC会議で、抽選の上決定される。
- 4 ベストポイント予選は2本の試技で構成される。
- 4 -1 2本の試技とも同じスタート順でスタートし、ポイントの高かった方の試技が採用され、順位が決定される。
- 4 -2 男子上位24位、女子上位12位までが準決勝に進出するが、準決勝が行われない場合は、男子上位12位、女子上位6位までが決勝に進出する。
- 5 カットダウン予選は1本の試技、トライアル予選は2本もしくは3本の滑走で構成される。
- 5 -1 スタート順でスタートし、カットダウン予選では男子上位24位、女子上位12位まで、トライアル予選では男子上位24名、女子上位12名までが準決勝に進出する。
- 6 ただし、参加総数に応じて準決勝参加人数を変更する場合もあり得る。

第1308条 準決勝（セミ・ファイナル）

- 1 スロープスタイルではセミ・ファイナルを行う。
- 2 ベストポイント及びカットダウン予選から進出した男子24位までの競技者、女子12位までの競技者のスタート順は予選結果のポイントが低かった順から、トライアル予選から選抜された選手のスタート順はランダム・ドローによって決定される。
- 3 セミ・ファイナルは1本、もしくは2本の試技によって行う。
- 3 -1 2本の試技で行う場合、ポイントの高かった試技が採用され、

- 順位が決定する。
- 4 上位男子8位、女子4位までが決勝に進出する。
- 5 ただし、参加総数によってはセミ・ファイナルを行わないこともあり得る。

第1309条

決勝

- 1 決勝順位は2本の試技の合計ポイント、または2本もしくは3本の試技のうちの最も高かったポイント（ベストポイント方式）で決定される。
- 2 決勝のスタート順は、セミ・ファイナルでのポイントが低かった順とし、2本とも同じ順番で試技を行なう。
- 3 ただし、決勝方法はTS、ヘッドジャッジおよびRRの提案によって変更される場合もある。この場合前日のTC会議時で発表される。

第1310条

競技の実施

- 1 公式練習、インスペクションも競技の1部である。
- 2 決勝に進出した競技者は決勝の順位、準決勝で敗退した競技者はその順位、ベストポイント予選及びカットダウン予選で敗退した競技者はその順位、トライアル予選で不通過の競技者は「予選不通過」、トライアル不通過者は「トライアル不通過」の順に記載され公式成績とする。決勝、準決勝進出者およびベストポイント、カットダウン予選出場者以外、順位の決定は行われぬ。また、ベストポイント予選、カットダウン予選、および準決勝において同ポイントの競技者は同順位とし、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では同順位ながら上に記載する。
- 3 トライアル予選不通過者は、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では同順位ながら上に掲載する。トライアル不通過者は予選不通過者の次位に掲載し、同様にスタート順の大きい選手を上に掲載する。
- 4 合計ポイント方式での決勝において、同順位が出た場合、決勝2本の内の高ポイントの方を比較し、順位をつける。さらにその時点で同ポイントであった場合は、そのポイントで有効なオーバーオールジャッジのうち、高ポイントを比較し、順位をつける。さらに同ポイントであった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
- 5 ベストポイント方式の決勝および準決勝において、同順位がでた場合、同ポイントとなった試技の有効なオーバーオールジャッジのうち、高ポイントを比較し、順位をつける。さらに同ポイントであった場合は、決勝および準決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。

第1311条

スタート合図

- 1 スロープスタイル競技におけるスタート合図は、ヘッドジャッジの採点準備確認の後、スタート審判の声“Ready, Go!”とする。スタート指示無視はジュリー判断とする。再走の場

合、その出走順はヘッドジャッジの判断による。

第1312条

フォトセッション

- 1 フォトセッションは競技期間中に開催され、予選もしくは決勝の前後に設けられるべきである。
- 2 フォトセッションの開催時間は前日のTC会議で告知される。

第1313条

ヘッドジャッジ (HJ：技術審判長＝主審も兼ねる)

- 1 ヘッドジャッジの義務。
- 1 -1 ジャッジハウスの管理。
- 1 -2 コース状況によっては、ジャッジをいくつかのセクション毎に分けて配置し、よりの確なジャッジングが行えるようにする。この場合、各ジャッジとの通信手段や集計に伴う作業に関しても、各役員と調整を行う。
- 1 -3 競技開始前にジャッジミーティングと模擬ジャッジを開催し、適正なジャッジングが行われるよう準備しなければならない。
- 1 -4 ジャッジを統括し、ジャッジングが円滑に行われるように配置する。必要があればスコアの修正をし、そのジャッジに何が間違っていたのか伝える。
- 1 -5 競技者のポイントについて最終的な責任を持ち、抗議があった場合はヘッドジャッジがその説明にあたる。
- 1 -6 ヘッドジャッジは緊急の場合以外、ジャッジングしてはならない。
- 1 -7 ヘッドジャッジは主審としてジュリーメンバーに所属する。
- 1 -8 競技会中、各ジャッジがジャッジングの用意が出来たことをスタート審判に伝え、競技を円滑に進行させることに努めなければならない。
- 1 -9 再走のスタート順を計時計算係と連絡を取り決定する。

第1314条

フリースタイル・ジャッジ (FJ：技術審判員)

- 1 スロープスタイル競技では3名以上のジャッジを用意しなければならない。
- 2 ジャッジの義務。
- 2 -1 ジャッジはジャッジ規定に従って任務を遂行しなければならない。
- 2 -2 ジャッジは公式練習中模擬ジャッジをし、競技が終了するまでヘッドジャッジの補佐をしなければならない。
- 2 -3 必要な場合はヘッドジャッジの手助けをしなければならない。
- 3 ジャッジの遂行。
- 3 -1 各ジャッジは記録の為にメモリーボード、集計の為にスコアカード及び筆記用具を用意しなければならない。
- 3 -2 各ジャッジは競技者を公平に、いかなる偏見も持たずジャッジングしなければならない。
- 3 -3 各ジャッジは競技者のスコアに関して、ヘッドジャッジを除く他のジャッジと相談しあってはならない。

- 3-4 各ジャッジは競技中、競技者または観客に話し掛けてはならない。
- 3-5 競技者がいかなる理由でその滑走を中止したとしても、それまでのスコアをつけなければならない。
- 3-6 ジャッジ上発生するあらゆる問題は、レースジュリーによって裁定される。

第1315条

ジャッジの配置

- 1 ジャッジは1つのジャッジハウスに全員が配置される事が望ましいが、コースやセクションの配置によっては複数箇所に配置し、よりの確なジャッジングを行えるようにする。
- 2 ジャッジハウスは、コース全体とすべてのセクションが見渡せる位置及び高さを確保しなければならないが、これらが困難な場合は、事前にヘッドジャッジがジャッジハウスの数とそれぞれの位置を判断する。
- 3 メインとなるジャッジハウスは、12名分の机と椅子がおける程度の、十分な広さを備えていなければならない。
- 4 ジャッジハウスには、ヒーター及びナイターの場合は作業に十分な明るさのライトを用意すること。
- 5 各ジャッジはパーティションなどで隔てられていることが望ましい。
- 6 ジャッジハウスは、正面にコースを十分に見渡せるだけの窓を設け、立ち入りが認められるのは原則として次の役員とする。
 - ヘッドジャッジ及びジャッジ
 - セクレタリー（競技事務局長）
 - ジュリーメンバー
 - TS
 - FSタビュレーター

第1316条

ジャッジ基準

- 1 公認競技会のジャッジングはJSBAオーバーオール・インプレッション・システムに基づいて行われる。
- 2 JSBAオーバーオール・インプレッション・システムは、競技者の滑走を総合的にジャッジングする。エクスキュージョン（完成度）、ディフィカリティ（難易度）、アンプリチュード、コンビネーション、バラエティー、プログレッション（斬新性）、リスク、テクニカル・ネイチャーを基準としている。
- 3 1つのジャッジハウスにおいて、3名もしくは4名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、その合計点、5名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、最高点と最低点を除いた3名のジャッジのスコアの合計点が競技者に与えられるポイントとなる。ジャッジがいくつかのセクション毎に別れている場合は、すべてのフリースタイル・ジャッジのスコアの合計点が競技者に与えられる。
- 4 競技者はスタート後、以下の状態になるまでが採点の対象となる。

- フィニッシュラインを超えた時。
- 両足がボードから外れた時。
- 30秒以上停止した場合。
- コースアウト後30秒以内にコースイン出来なかった場合。

第1400条

ストレートジャンプ競技

第1401条

定義

-1 ストレートジャンプ競技とは、キッカーやテーブルトップ、コーナージャンプ（ヒップ）等のエア・セクション1つを使用したコースで、各々の競技者が演技を行い、その優劣を競う競技である。

-2 次のカテゴリーを設ける。

□オープン男子の部

□オープン女子の部

□U-18男子の部

□U-18女子の部

※U-15以下の年齢カテゴリー該当者は、トライアウトを通過しなければ出場できない。

第1402条

コース

-1 ストレートジャンプ・コースは、下記の基準を満たし、競技者のレベルに合わせ造成すること。

テイクオフ幅	3m～
テーブルトップ長	3m～15m
ランディング・バーン	50m～

*基準以外のコースでの開催はFS-TS判断とする。

-2 ストレートジャンプ・コースはスタートからテイクオフまでのスピードと、テイクオフからランディングまでの放物線を正確にイメージしセクションを造成することが重要である。

-3 ストレートジャンプ・コースはアプローチからテイクオフまでスムーズに造成しなければならない。短すぎたり急すぎたりするランジッションはテイクオフの難度を上げ、ミスの要因となる、

-4 テイクオフはテーブルトップ長とランディング・バーン斜度に合わせ角度を決めなければならない。競技者の技術レベルに合わせ、複数のテイクオフを用意することが望ましい。急すぎたり、Rの無いテイクオフはミスの要因となる。また、ジャンプせずに通過できるようエスケープ・ラインも用意しておかなければならない。

-5 テーブルトップ長は競技者の技術レベルに合わせて設定される。大きなセクションの場合、テイクオフを複数造成し、徐々に飛距離を伸ばしていけるよう練習時間も多く設定しなければならない。

-6 ランディング・バーンはテイクオフ、テーブルトップ長に合わせた斜度に、十分な幅と長さをもって造成しなければならない。斜度が無すぎたり距離が短すぎるとフラット・ランディングとなり危険である。

-7 プレーキング・エリアは十分な広さを確保しなければならない。

第1403条

コースの準備

- 1 ストレートジャンプ・コースはJSBA競技規則に合致していなければならない。
- 2 競技者の技術レベルに合ったコースを準備しなければならない。
- 3 スタート
- 3-1 セクションに最適なスピードとなるようスタート位置を設置しなければならない。
- 3-2 コンディション変化に備え、スタート位置を上下できるようにするか、複数のテイクオフを設けなければならない。
- 4 トランジション
- 4-1 アプローチからテイクオフへとスムーズなトランジションで繋げなければならない。
- 4-2 急すぎるRや短すぎるトランジション、雪質の変化は競技者のミスを誘発するため避けなければならない。
- 4-3 練習時や失敗時にテイクオフしないよう、エスケープ・ラインを用意しなければならない。
- 5 テイクオフ
- 5-1 競技者の技術レベルに合ったテイクオフを造成しなければならない。この時、テイクオフ角度、テーブルトップ長の異なる2～3のテイクオフを用意することが望ましい。
- 5-2 テイクオフは緩いRで形成されていること。フラットなテイクオフはトリックを限定することになり、競技の魅力を半減する。
- 6 テーブルトップ
- 6-1 競技者の技術レベルにあったテーブルトップ長とすること。
- 6-2 テイクオフとの落差が大きい場合はテーブルトップ上にセーフティ・マット等を設置し安全対策を講じる。
- 6-3 テーブルトップ上には怪我の要因となりうる機材を置かぬこと。
- 7 ランディング・バーン
- 7-1 テイクオフからの放物線に合わせた斜度に十分な幅と長さを用意しなければならない。
- 7-2 ランディング・バーンは堅くなりすぎないように注意しなければならない。必要に応じて圧雪車やレイキ等で整備を行う。
- 7-3 ランディング・バーンの悪化は転倒や怪我の要因となるため、随時整備されなければならない。
- 8 エアー・セクションには必ずマーシャルを配置しなければならない。
- 9 ジャッジハウスはコース全体が見渡せ、テイクオフのスタンスが確認できる位置に設置しなければならない。
- 10 天候等の影響に困り、トランジション・ランディングバーンの状態の視認が困難な場合に備え、コース・マーカー等を使用して速やかに対応できるようにしなければならない。

第1404条

参加人数枠

- 1 公認競技会の参加人数は1日最大100名とする。(ただし、全日本、地区、学生大会はこの限りではない)。

- 第1405条** **トライアル（選抜会）**
- 1 参加人数が100名を超える場合。本戦前日までにトライアルを行うことができる。ただしトライアル1日の参加人数は300名を上限とする。
 - 2 選抜方法はトライアル方式を用いる。
 - 3 トライアルは本戦出場者の発表のみを目的とする。
- 第1406条** **公式練習とインスペクション**
- 1 公式練習、およびインスペクションの時間を設けなければならない。
 - 2 インスペクションは最初の公式練習前に行われ、参加者がエアー・セクションの特性を把握し、安全に競技会に参加出来るようにすることを目的とする。
 - 3 インスペクション中、エアー・セクションでの練習は認められないが、アプローチやテーブルトップ、ランディングエリアへの進入は基本的に認められる。
 - 4 公式練習は参加人数に合わせて50名程度のグループに分けて行うことが望ましい
 - 5 公式練習の時間・方式はライダーズ（TC）ミーティング時に、ジュリーによって発表される。
 - 6 インスペクションは参加選手全員が行うこと。
- 第1407条** **予選（クオリフィケーション）**
- 1 ストレートジャンプの予選はヒート、カット・ダウン、もしくはトライアル方式で行われる。
 - 2 予選と決勝は、同一の日に行ってもかまわない。
 - 3 予選は複数のラウンドで構成される場合もある。
 - 4 ヒート予選
 - 4 -1 ヒート予選は複数のヒートに分けられた競技者と2本の試技によって構成される。
 - 4 -2 2本の試技とも同じスタート順でスタートし、ポイントの高かった方の試技が採用され、順位が決定される。
 - 4 -3 ヒート分け、スタート順についてはライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 4 -4 ヒート予選通過人数は各ヒート同一とし、不通過者は採用されたポイントによって順位が決定する。場合によって、この順位の上位者が次ラウンドに追加されて進出する場合がある。この時はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 5 カット・ダウン予選
 - 5 -1 カット・ダウン予選は1次予選と2次予選それぞれ1本の試技によって構成される。
 - 5 -2 1次予選のスタート順、2次予選への勝ち上がり人数、順位はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 5 -3 全選手1本の試技を行い、上位選手が2次予選へと進出する。
 - 5 -4 2次予選のスタート順は1次予選結果のリバースオーダー

- (下位からのスタート)とする。
- 5-5 2次予選通過人数、順位はライダーズ (TC) ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 6 トライアル予選
 - 6-1 トライアル予選は2本、もしくは3本の試技で構成される。
 - 6-2 ヒート、スタート順および通過人数はライダーズ (TC) ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 6-3 順位の発表はなく通過者のみが発表される。不通過者はリザルトに【予選不通過】と記載される。

第1408条

決勝 (ファイナル)

- 1 ストレートジャンプのファイナルはベスト・ポイント、ジャム・ランキング、K.O.方式で行われる。
- 2 ベスト・ポイント決勝
- 2-1 ベスト・ポイント決勝は2本以上の試技によって構成され、最も高いポイントの試技が採用され、順位が決定する。
- 2-2 ベスト・ポイント決勝のスタート順は、予選結果のリバースオーダー (下位からのスタート) とし、すべて同じ順番で試技を行う。
- 3 ジャム・ランキング決勝
- 3-1 ジャム・ランキング決勝は45分もしくは1時間のセッションで構成され、競技者はセッション中に何本でも滑ることができ、ベスト・ランが対象となり順位が決定する。
- 3-2 ジャム・ランキング決勝のスタート順は、予選結果のランキング・オーダー (上位からのスタート) とし、1本目のみスタート順通りに試技を行わなければならない。1本目にスタートできなかった競技者はDNSとなり、2本目以降の試技は許されない。
- 3-3 2本目以降のスタート順はランダムとなるが、必ずスターターの指示に従わなければならない。
- 4 K.O.決勝
- 4-1 K.O.決勝はマン・オン・マンの対戦により各ラウンドが構成される。
- 4-2 K.O.決勝ラウンドは人数に応じてラウンド数が決定される。(16名の場合4ラウンド、8名の場合3ラウンド)
- 4-3 各対戦は1本もしくは3本の試技によって構成され、結果はカラーパネルで表示され、勝ち数の多い競技者が勝者となる。
- 4-4 ポイントを併用する場合、各対戦は2本の試技によって構成され、ベスト・ポイントを獲得した競技者が勝者となる。
- 4-5 対戦カードは予選結果によって下記のように決定される。

1位vs16位	2nd Round	Semi Final	Final
8位vs9位			
5位vs12位	2nd Round		
4位vs13位			
3位vs14位	2nd Round	Semi Final	
6位vs11位			
7位vs10位	2nd Round		
2位vs15位			

第1409条

競技の実施

- 1 公式練習・インスペクションも競技の一部である。
- 2 決勝に進出した競技者は決勝の順位、ベスト・ポイント予選及びカット・ダウン予選で敗退した競技者はその順位、トライアル予選で不通過の競技者は【予選不通過】、トライアル不通過者は【トライアル不通過】の順に記載され公式成績とする。
- 3 トライアル予選不通過者は、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では同順位ながら上に掲載する。トライアル不通過者は予選不通過者の次位に掲載し、同様にスタート順の大きい選手を上に掲載する。
- 4 決勝進出者およびベスト・ポイント、カット・ダウン予選出場者以外、順位の決定は行われない。
- 5 ベスト・ポイント予選、カット・ダウン予選において同ポイントの競技者は同順位とし、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では度順位ながら上に記載する。
- 6 ベスト・ポイント決勝において、同順位がでた場合、同ポイントとなった試技の有効なジャッジのうち、高ポイントと比較し、順位をつける。さらに同ポイントであった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
- 7 ジャム・ランキング決勝において、同順位がでた場合、上位ランキングを与えたジャッジの人数が多い競技者が上位となる。さらに同順位であった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
- 8 K.O.決勝において、同ラウンド敗退者は同順位となる。
- 9 K.O.決勝において、ポイントを併用して同順位だった場合、同ポイントとなった試技のジャッジで、高ポイントを与えたジャッジの人数が多い競技者が勝者となる。さらに同順位であった場合は、対戦の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。

第1410条

スタート合図

- 1 ストレートジャンプ競技に於けるスタート合図は、ヘッド・ジャッジの採点準備確認の後、スタート審判の声“Ready, Go!”とする。スタート指示無視はジュリー判断とする。再走の場合、その出走順はヘッド・ジャッジの判断による。

第1411条

フォトセッション

- 1 フォトセッションは競技期間中に開催され、予選もしくは決勝の前後に設けられるべきである。
- 2 フォトセッションの開催時間はライダース（TC）ミーティングで告知される。

第1412条

ヘッド・ジャッジ（HJ：技術審判長＝主審も兼ねる）

- 1 ヘッド・ジャッジの義務
- 1 -1 ジャッジハウスの管理
- 1 -2 エアー・セクションの形状に合わせてジャッジハウスを配置

- する。通常テーブルトップ横に配置される。この時、アプロ
ーチ、ランディングに死角が出来ないように注意すること。
- 2 競技開始前にジャッジ・ミーティングと模擬ジャッジを開催
し、適正なジャッジが行われるよう準備しなければならない。
- 3 ジャッジを統括し、ジャッジングが円滑に行われるように配
置する。必要があればスコアの修正をし、そのジャッジに何
が間違っていたのか伝える。
- 4 競技者のポイントについて最終的な責任を持ち、抗議があつ
た場合はヘッド・ジャッジがその説明にあたる。
- 5 ヘッド・ジャッジは緊急の場合以外、ジャッジングしてはな
らない。
- 6 ヘッド・ジャッジは主審としてジュリー・メンバーに所属する。
- 7 競技会中、各ジャッジがジャッジングの用意が出来たことを
スタート審判に伝え、競技を円滑に進行させることに努めな
なければならない。
- 8 FSタビュレーターと集計方法について確認しておかなけれ
ばならない。決勝への勝ち上がり人数や同順位が出た場合な
どは必ず確認する。
- 9 何らかの要因で競技者が再走する場合、そのスタート順につ
いてFSタビュレーター、スタート審判と連絡を取り決定する。

第1413条

フリースタイル・ジャッジ (FJ: 技術審判員)

- 1 ストレートジャンプ競技では3名以上のジャッジを用意しな
なければならない。
- 2 ジャッジの義務。
- 2-1 ジャッジはジャッジ規定に従って任務を遂行しなければならない。
- 2-2 ジャッジは公式練習中模擬ジャッジをし、競技が終了するま
でヘッド・ジャッジの補佐をしなければならない。
- 2-3 必要な場合はヘッド・ジャッジの手助けをしなければならない。
- 3 ジャッジの遂行。
- 3-1 各ジャッジは記録のためのメモリーボード、集計のためのス
コアカード及び筆記用具を用意しなければならない。
- 3-2 各ジャッジは競技者を公平に、いかなる偏見も持たずにジャ
ッジングしなければならない。
- 3-3 各ジャッジは競技者のスコアに関して、ヘッド・ジャッジを
除く他のジャッジと相談しあってはならない。
- 3-4 各ジャッジは競技中、競技者または観客に話しかけてはなら
ない。
- 3-5 競技者がいかなる理由でその滑走を中止したとしても、それ
までのスコアをつけなければならない。
- 3-6 ジャッジ上発生するあらゆる問題は、レース・ジュリーによ
って裁定される。

第1414条

ジャッジの配置

- 1 ジャッジハウスは、コース全体と特にテイクオフとランディ

- ング・バーンが見渡せる位置及び高さを確認しなければならない。
- 2 ジャッジハウスは、12名分の机と椅子が置ける程度の、十分な広さを備えていなければならない。
- 3 ジャッジハウスには、ヒーター及びナイターの場合は作業に十分な明るさのライトを用意すること。
- 4 各ジャッジはパーティションなどで隔てられていることが望ましい。
- 5 ジャッジハウスは、正面にコースを十分に見渡せるだけの窓を設け、立ち入り認められるのは原則として次の役員とする。
- ヘッド・ジャッジ及びジャッジ
 - セクレタリー（競技事務局長）
 - ジュリー・メンバー
 - FS-TS
 - FSタビュレーター

第1415条

ジャッジ基準

- 1 公認競技会のジャッジングはJSBAオーバーオール・インプレッション・システムに基づいて行われる。
- 2 JSBAオーバーオール・インプレッション・システムは、競技者の滑走を総合的にジャッジングする。エクスキューション（完成度）、ディフィカリティー（難易度）、アンプリチュード、コンビネーション、バラエティー、プログレッション（斬新性）、リスク、テクニカル・ネイチャーを基準としている。
- 3 3名もしくは4名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、その合計点、5名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、最高点と最低点を除いた3名のジャッジのスコアの合計点が競技者に与えられるポイントとなる。
- 4 競技者はスタート後、以下の状態になるまでが採点の対象となる。
- フィニッシュ・ラインを超えた時。
 - 両足がボードから外れた時。
 - 30秒以上停止した場合。
 - コースアウト後30秒以内にコースイン出来なかった場合。

第1500条

クォーターパイプ競技

第1501条

定義

- 1 クォーターパイプ競技とは、フォールラインに正対したクォーターパイプ・コースで、各々の競技者が演技を行い、その優劣を競う競技である。
- 2 次のカテゴリーを設ける。
- オープン男子の部
 - オープン女子の部
 - U-18男子の部
 - U-18女子の部
- ※U-15以下の年齢カテゴリー該当者は、トライアウトを通過しなければ出場できない。

第1502条

コース

- 1 クォーターパイプ・コースは、下記の基準を満たし、競技者のレベルに合わせ造成すること。

リップ幅（全幅）	12m ～
プラットフォーム奥行	5m ～
トランジションR	5m ～
リップ角度	87° ～ 90°

*基準以外のコースでの開催はFS-TS判断とする。

- 2 クォーターパイプ・コースはスタートからテイクオフまでのスピードと、トランジション半径のバランスに注意しなければならない。スピードに対して小さすぎるRはミスの要因となり、怪我につながる。
- 3 クォーターパイプ・コースはアプローチからトランジション、テイクオフまでスムーズに造成しなければならない。短すぎたり急すぎたりするトランジションはテイクオフの難度を上げ、ミスの要因となる、
- 4 トランジション半径、全高は、競技者の技術レベルに合わせ、造成しなければならない。
- 5 リップ幅（全幅）は出来る限り広く取ること。
- 6 ランディング後はスムーズにコースから退出できるようにレイアウトすることが望ましい。この事がスムーズな練習、競技の実施につながる。
- 7 プラットフォームは十分な奥行きと共に造成する。また、コース左右及び裏側も十分に整備し安全対策を講じておく。

第1503条

コースの準備

- 1 クォーターパイプ・コースはJSBA競技規則に合致していないなければならない。
- 2 競技者の技術レベルに合ったコースを準備しなければならない。
- 3 スタート
- 3-1 セクションに最適なスピードとなるようスタート位置を設置

- しなければならない。
- 3 -2 コンディション変化に備え、スタート位置を上下できるようにしておく。
 - 4 トランジッション
 - 4 -1 アプローチからテイクオフへとスムーズなトランジッションで繋げなければならない。
 - 4 -2 急すぎるRや短すぎるトランジッション、雪質の変化は競技者のミスを誘発するため避けなければならない。
 - 4 -3 コース悪化時に速やかに整備できるようにレイキ等の機材を準備しておく。特に大きなセクションの場合はトランジッションも大きく、長くなるため専用の機材が必要となる。
 - 5 テイクオフ
 - 5 -1 パーティカルはトランジッションの大きさに合わせて設定し、オーバーハングしないよう注意する。
 - 5 -2 コース中央だけでなく、トランジッション面すべてが均一になるよう造成し、どこからでもテイクオフ出来るようにする。しかしエクステンションを付ける場合はこの限りではない。
 - 6 プラットフォーム
 - 6 -1 プラットフォームは十分な奥行きをもって造成し、怪我の要因となりうる機材を置かぬこと。
 - 6 -2 プラットフォームにはセーフティ・マット等を設置し安全対策を講じる。
 - 7 ランディング・バーン
 - 7 -1 ランディングはトランジッションへのリ・エントリーとなるため、転倒等があった場合は速やかに整備し、テイクオフに影響が出ないようにする。
 - 7 -2 ランディング・バーン（トランジッション）の悪化は転倒や怪我の要因となるため、随時整備されなければならない。
 - 8 クォーターパイプには必ずマーシャルを配置しなければならない。
 - 9 ジャッジハウスはコース全体が見渡せる位置に設置し、特に高さや横への飛距離が確認しやすいようにする。
 - 10 天候等の影響に因り、トランジッション・ランディングバーンの状態の視認が困難な場合に備え、コース・マーカー等を使用して速やかに対応できるようにしなければならない。

第1504条

参加人数枠

- 1 公認競技会の参加人数は1日最大100名とする。（ただし、全日本、地区、学生大会はこの限りではない）。

第1505条

トライアル（選抜会）

- 1 参加人数が100名を超える場合。本戦前日までにトライアルを行うことができる。ただしトライアル1日の参加人数は300名を上限とする。
- 2 選抜方法はトライアル方式を用いる。
- 3 トライアルは本戦出場者の発表のみを目的とする。

- 第1506条** **公式練習とインスペクション**
- 1 公式練習、およびインスペクションの時間を設けなければならない。
 - 2 インスペクションは最初の公式練習前に行われ、参加者がクォーターパイプの特性を把握し、安全に競技会に参加出来るようにすることを目的とする。
 - 3 インスペクション中、クォーターパイプでの練習は認められないが、アプローチやトランジッション、ランディングエリアへの進入は基本的に認められる。
 - 4 公式練習は参加人数に合わせて50名程度のグループに分けて行うことが望ましい
 - 5 公式練習の時間・方式はライダーズ（TC）ミーティング時に、ジュリーによって発表される。
 - 6 インスペクションは参加選手全員が行うこと。

- 第1507条** **予選（クオリフィケーション）**
- 1 クォーターパイプの予選はヒート、カット・ダウン、もしくはトライアル方式で行われる。
 - 2 予選と決勝は、同一の日に行ってもかまわない。
 - 3 予選は複数のラウンドで構成される場合もある。
 - 4 ヒート予選
 - 4-1 ヒート予選は複数のヒートに分けられた競技者と2本の試技によって構成される。
 - 4-2 2本の試技とも同じスタート順でスタートし、ポイントの高かった方の試技が採用され、順位が決定される。
 - 4-3 ヒート分け、スタート順についてはライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 4-4 ヒート予選通過人数は各ヒート同一とし、不通過者は採用されたポイントによって順位が決定する。場合によって、この順位の上位者が次ラウンドに追加されて進出する場合がある。この時はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 5 カット・ダウン予選
 - 5-1 カット・ダウン予選は1次予選と2次予選それぞれ1本の試技によって構成される。
 - 5-2 1次予選のスタート順、2次予選への勝ち上がり人数、順位はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 5-3 全選手1本の試技を行い、上位選手が2次予選へと進出する。
 - 5-4 2次予選のスタート順は1次予選結果のリバースオーダー（下位からのスタート）とする。
 - 5-5 2次予選通過人数、順位はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
 - 6 トライアル予選
 - 6-1 トライアル予選は2本、もしくは3本の試技で構成される。
 - 6-2 ヒート、スタート順および通過人数はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。

- 6-3 順位の発表はなく通過者のみが発表される。不通過者はリザルトに【予選不通過】と記載される。

第1508条

決勝（ファイナル）

- 1 クォーターパイプのファイナルはベスト・ポイント、ジャム・ランキング、K.O.方式で行われる。
- 2 ベスト・ポイント決勝
- 2-1 ベスト・ポイント決勝は2本以上の試技によって構成され、最も高いポイントの試技が採用され、順位が決定する。
- 2-2 ベスト・ポイント決勝のスタート順は、予選結果のリバースオーダー（下位からのスタート）とし、すべて同じ順番で試技を行う。
- 3 ジャム・ランキング決勝
- 3-1 ジャム・ランキング決勝は45分もしくは1時間のセッションで構成され、競技者はセッション中に何本でも滑ることができ、ベスト・ランが対象となり順位が決定する。
- 3-2 ジャム・ランキング決勝のスタート順は、予選結果のランキング・オーダー（上位からのスタート）とし、1本目のみスタート順通りに試技を行わなければならない。1本目にスタートできなかった競技者はDNSとなり、2本目以降の試技は許されない。
- 3-3 2本目以降のスタート順はランダムとなるが、必ずスターターの指示に従わなければならない。
- 4 K.O.決勝
- 4-1 K.O.決勝はマン・オン・マンの対戦により各ラウンドが構成される。
- 4-2 K.O.決勝ラウンドは人数に応じてラウンド数が決定される。（16名の場合4ラウンド、8名の場合3ラウンド）
- 4-3 各対戦は1本もしくは3本の試技によって構成され、結果はカラーパネルで表示され、勝ち数の多い競技者が勝者となる。
- 4-4 ポイントを併用する場合、各対戦は2本の試技によって構成され、ベスト・ポイントを獲得した競技者が勝者となる。
- 4-5 対戦カードは予選結果によって下記のように決定される。

1位vs16位	2nd Round	Semi Final	Final
8位vs9位			
5位vs12位	2nd Round		
4位vs13位			
3位vs14位	2nd Round	Semi Final	
6位vs11位			
7位vs10位	2nd Round		
2位vs15位			

第1509条

競技の実施

- 1 公式練習・インスペクションも競技の一部である。
- 2 決勝に進出した競技者は決勝の順位、ベスト・ポイント予選及びカット・ダウン予選で敗退した競技者はその順位、トライアル予選で不通過の競技者は【予選不通過】、トライアル不通過者は【トライアル不通過】の順に記載され公式成績と

- する。
- 3 トライアル予選不通過者は、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では同順位ながら上に掲載する。トライアル不通過者は予選不通過者の次位に掲載し、同様にスタート順の大きい選手を上に掲載する。
 - 4 決勝進出者およびベスト・ポイント、カット・ダウン予選出場者以外、順位の決定は行われない。
 - 5 ベスト・ポイント予選、カット・ダウン予選において同ポイントの競技者は同順位とし、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では度順位ながら上に記載する。
 - 6 ベスト・ポイント決勝において、同順位がでた場合、同ポイントとなった試技の有効なジャッジのうち、高ポイントを比較し、順位をつける。さらに同ポイントであった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
 - 7 ジャム・ランキング決勝において、同順位がでた場合、上位ランキングを与えたジャッジの人数が多い競技者が上位となる。さらに同順位であった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
 - 8 K.O.決勝において、同ラウンド敗退者は同順位となる。
 - 9 K.O.決勝において、ポイントを併用して同順位だった場合、同ポイントとなった試技のジャッジで、高ポイントを与えたジャッジの人数が多い競技者が勝者となる。さらに同順位であった場合は、対戦の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。

第1510条

スタート合図

- 1 クォーターパイプ競技に於けるスタート合図は、ヘッド・ジャッジの採点準備確認の後、スタート審判の声“Ready, Go!”とする。スタート指示無視はジュリー判断とする。再走の場合、その出走順はヘッド・ジャッジの判断による。

第1511条

フォトセッション

- 1 フォトセッションは競技期間中に開催され、予選もしくは決勝の前後に設けられるべきである。
- 2 フォトセッションの開催時間はライダース（TC）ミーティングで告知される。

第1512条

ヘッド・ジャッジ（HJ：技術審判長＝主審も兼ねる）

- 1 ヘッド・ジャッジの義務
- 1 -1 ジャッジハウスの管理
- 1 -2 クォーターパイプの形状に合わせてジャッジハウスを配置する。通常トランジション横にプラットフォームと同じ程度の高さを持って配置される。この時、アプローチ、ランディングに死角が出来ないように注意すること。
- 2 競技開始前にジャッジ・ミーティングと模擬ジャッジを開催し、適正なジャッジングが行われるよう準備しなければならない。

- 3 ジャッジを統括し、ジャッジングが円滑に行われるように配置する。必要があればスコアの修正をし、そのジャッジに何が間違っていたのか伝える。
- 4 競技者のポイントについて最終的な責任を持ち、抗議があった場合はヘッド・ジャッジがその説明にあたる。
- 5 ヘッド・ジャッジは緊急の場合以外、ジャッジングしてはならない。
- 6 ヘッド・ジャッジは主審としてジュリー・メンバーに所属する。
- 7 競技会中、各ジャッジがジャッジングの用意が出来たことをスタート審判に伝え、競技を円滑に進行させることに努めなければならない。
- 8 FSタビュレーターと集計方法について確認しておかなければならない。決勝への勝ち上がり人数や同順位が出た場合などは必ず確認する。
- 9 何らかの要因で競技者が再走する場合、そのスタート順についてFSタビュレーター、スタート審判と連絡を取り決定する。

第1513条

フリースタイル・ジャッジ (FJ: 技術審判員)

- 1 クォーターパイプ競技では3名以上のジャッジを用意しなければならない。
- 2 ジャッジの義務。
- 2-1 ジャッジはジャッジ規定に従って任務を遂行しなければならない。
- 2-2 ジャッジは公式練習中模擬ジャッジをし、競技が終了するまでヘッド・ジャッジの補佐をしなければならない。
- 2-3 必要な場合はヘッド・ジャッジの手助けをしなければならない。
- 3 ジャッジの遂行。
- 3-1 各ジャッジは記録のためのメモリーボード、集計のためのスコアカード及び筆記用具を用意しなければならない。
- 3-2 各ジャッジは競技者を公平に、いかなる偏見も持たずにジャッジングしなければならない。
- 3-3 各ジャッジは競技者のスコアに関して、ヘッド・ジャッジを除く他のジャッジと相談しあってはならない。
- 3-4 各ジャッジは競技中、競技者または観客に話しかけてはならない。
- 3-5 競技者がいかなる理由でその滑走を中止したとしても、それまでのスコアをつけなければならない。
- 3-6 ジャッジ上発生するあらゆる問題は、レース・ジュリーによって裁定される。

第1514条

ジャッジの配置

- 1 ジャッジハウスは、コース全体と特にテイクオフとランディング・バーンが見渡せる位置及び高さ確保しなければならない。
- 2 ジャッジハウスは、12名分の机と椅子が置ける程度の、十分な広さを備えていなければならない。

- 3 ジャッジハウスには、ヒーター及びナイターの場合は作業に十分な明るさのライトを用意すること。
- 4 各ジャッジはパーティションなどで隔てられていることが望ましい。
- 5 ジャッジハウスは、正面にコースを十分に見渡せるだけの窓を設け、立ち入りが認められるのは原則として次の役員とする。
 - ヘッド・ジャッジ及びジャッジ
 - セクレタリー（競技事務局長）
 - ジュリー・メンバー
 - FS-TS
 - FSタビュレーター

第1515条

ジャッジ基準

- 1 公認競技会のジャッジングはJSBAオーバーオール・インプレッション・システムに基づいて行われる。
- 2 JSBAオーバーオール・インプレッション・システムは、競技者の滑走を総合的にジャッジングする。エクスキューション（完成度）、ディフィカリティー（難易度）、アンプリチュード、コンビネーション、バラエティー、プログレッション（斬新性）、リスク、テクニカル・ネイチャーを基準としている。
- 3 3名もしくは4名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、その合計点、5名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、最高点と最低点を除いた3名のジャッジのスコアの合計点が競技者に与えられるポイントとなる。
- 4 競技者はスタート後、以下の状態になるまでが採点の対象となる。
 - フィニッシュ・ラインを超えた時。
 - 両足がボードから外れた時。
 - 30秒以上停止した場合。
 - コースアウト後30秒以内にコースイン出来なかった場合。

第1600条

ジブ競技

第1601条

定義

-1

ジブ競技とは、スライディング・オブスタクル（レールやボックス等）を1つ以上設置したコースで、各々の競技者が演技を行い、その優劣を競う競技である。

-2

次のカテゴリーを設ける。

□オープン男子の部

□オープン女子の部

□U-18男子の部

□U-18女子の部

※U-15以下の年齢カテゴリー該当者は、トライアウトを通過しなければ出場できない。

第1602条

コース

-1

ジブ・コースは、下記の基準を満たし、競技者のレベルに合わせて造ること。

スタート幅	3m ~
オブスタクル数	1つ ~
オブスタクル長	5m ~
フィニッシュエリア長	10m ~

-2

*基準以外のコースでの開催はFS-TS判断とする。

ジブ・コースはフォールラインに対して左右に傾かないようオブスタクルを設置しなければならない。

-3

レギュラー・スタンス、グーフィー・スタンスにかかわらず、ハンディキャップとならないよう、オブスタクルを配置する。セクションを複数連続して設置する場合は、各セクション間（インターバル）を十分に取る。短すぎるインターバルは難易度を上げ、競技の魅力が半減する。

-4

1つのセクションについて、複数のオブスタクルを設置することが望ましい。この場合、特性が異なるセクションを配置する。

-5

オブスタクルは転倒時に余計な怪我を誘発しないよう、足の間には木板等を付けて安全対策を講じておく。

-6

オブスタクルにはバリやネジの頭等の突起物がないことを確認しておく。

-7

参加する競技者のレベルに応じたセクションを配置すること。特にビギナーが参加する場合は樹脂製のパイプやレール、ボックスを使用したセクションを配置しなければならない。

第1603条

コースの準備

-1

ジブ・コースはJSBA競技規則に合致していなければならない。

-2

競技者の技術レベルに合ったコースを準備しなければならない。

-3

スタート

- 3-1 セクションに最適なスピードとなるようスタート位置を設置しなければならない。
- 3-2 コンディション変化に備え、スタート位置を上下できるようにしておく。
- 4 トランジッション
- 4-1 トランスファーへのトランジッションはRが急過ぎないようにする。
- 4-2 コース悪化時に速やかに整備できるようレイキ等の機材を準備しておく。
- 5 テイクオフ
- 5-1 フロントサイド、バックサイド、ストレートのテイクオフを用意する。しかしセクションの特性によってはこの限りではない。
- 5-2 セクションに対して最適なテイクオフとなるよう造成しなければならない。
- 5-3 テイクオフにはセクションを視認しやすいようマーカーを引く。
- 6 セクションの設置
- 6-1 セクションは最適な斜度に水平に設置する。しかしCレールやスネーク等はこの限りではない。
- 6-2 セクション左右にもランディング用のトランジッションを整備しておかなければならない。
- 6-3 セクションは競技中終始安定しているよう、しっかりと設置されなければならない。
- 7 ランディング・バーン
- 7-1 セクションからスムーズにランディングできるよう、ランディング・バーンを用意する。
- 7-2 ランディング・バーン（トランジッション）の悪化は転倒や怪我の要因となるため、随時整備されなければならない。
- 8 セクションには必ずマーシャルを配置しなければならない。
- 9 ジャッジハウスはコース全体が見渡せる位置に設置し、特にテイクオフのフロントサイド、バックサイドで死角ができないよう注意し、ランディング・バーンも全体が見えるような位置に設置する。
- 10 天候等の影響に因り、トランジッション・ランディングバーンの状態の視認が困難な場合に備え、コース・マーカー等を使用して速やかに対応できるようにしなければならない。

第1604条

参加人数枠

- 1 公認競技会の参加人数は1日最大100名とする。(ただし、全日本、地区、学生大会はこの限りではない)。

第1605条

トライアル（選抜会）

- 1 参加人数が100名を超える場合。本戦前日までにトライアルを行うことができる。ただしトライアル1日の参加人数は300名を上限とする。
- 2 選抜方法はトライアル方式を用いる。
- 3 トライアルは本戦出場者の発表のみを目的とする。

第1606条

公式練習とインスペクション

- 1 公式練習、およびインスペクションの時間を設けなければならない。
- 2 インスペクションは最初の公式練習前に行われ、参加者がセクションの特性を把握し、安全に競技会に参加出来るようにすることを目的とする。
- 3 インスペクション中、各セクションでの練習は認められないが、アプローチやトランジッション、ランディングエリアへの進入は基本的に認められる。
- 4 公式練習は参加人数に合わせて30名～50名程度のグループに分けて行うことが望ましい
- 5 公式練習の時間・方式はライダーズ（TC）ミーティング時に、ジュリーによって発表される。
- 6 インスペクションは参加選手全員が行うこと。

第1607条

予選（クオリフィケーション）

- 1 ジブの予選はヒート、カット・ダウン、もしくはトライアル方式で行われる。
- 2 予選と決勝は、同一の日に行ってもかまわない。
- 3 予選は複数のラウンドで構成される場合もある。
- 4 ヒート予選
- 4 -1 ヒート予選は複数のヒートに分けられた競技者と2本の試技によって構成される。
- 4 -2 2本の試技とも同じスタート順でスタートし、ポイントの高かった方の試技が採用され、順位が決定される。
- 4 -3 ヒート分け、スタート順についてはライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
- 4 -4 ヒート予選通過人数は各ヒート同一とし、不通過者は採用されたポイントによって順位が決定する。場合によって、この順位の上位者が次ラウンドに追加されて進出する場合がある。この時はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
- 5 カット・ダウン予選
- 5 -1 カット・ダウン予選は1次予選と2次予選それぞれ1本の試技によって構成される。
- 5 -2 1次予選のスタート順、2次予選への勝ち上がり人数、順位はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
- 5 -3 全選手1本の試技を行い、上位選手が2次予選へと進出する。
- 5 -4 2次予選のスタート順は1次予選結果のリバースオーダー（下位からのスタート）とする。
- 5 -5 2次予選通過人数、順位はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。
- 6 トライアル予選
- 6 -1 トライアル予選は2本、もしくは3本の試技で構成される。
- 6 -2 ヒート、スタート順および通過人数はライダーズ（TC）ミーティング時にジュリーによって発表される。

- 6-3 順位の発表はなく通過者のみが発表される。不通過者はリザルトに【予選不通過】と記載される。

第1608条

決勝（ファイナル）

- 1 ジブのファイナルはベスト・ポイント、ジャム・ランキング、K.O.方式で行われる。
- 2 ベスト・ポイント決勝
- 2-1 ベスト・ポイント決勝は2本以上の試技によって構成され、最も高いポイントの試技が採用され、順位が決定する。
- 2-2 ベスト・ポイント決勝のスタート順は、予選結果のリバースオーダー（下位からのスタート）とし、すべて同じ順番で試技を行う。
- 3 ジャム・ランキング決勝
- 3-1 ジャム・ランキング決勝は45分もしくは1時間のセッションで構成され、競技者はセッション中に何本でも滑ることができ、ベスト・ランが対象となり順位が決定する。
- 3-2 ジャム・ランキング決勝のスタート順は、予選結果のランキング・オーダー（上位からのスタート）とし、1本目のみスタート順通りに試技を行わなければならない。1本目にスタートできなかった競技者はDNSとなり、2本目以降の試技は許されない。
- 3-3 2本目以降のスタート順はランダムとなるが、必ずスターターの指示に従わなければならない。
- 4 K.O.決勝
- 4-1 K.O.決勝はマン・オン・マンの対戦により各ラウンドが構成される。
- 4-2 K.O.決勝ラウンドは人数に応じてラウンド数が決定される。（16名の場合4ラウンド、8名の場合3ラウンド）
- 4-3 各対戦は1本もしくは3本の試技によって構成され、結果はカラーパネルで表示され、勝ち数の多い競技者が勝者となる。
- 4-4 ポイントを併用する場合、各対戦は2本の試技によって構成され、ベスト・ポイントを獲得した競技者が勝者となる。
- 4-5 対戦カードは予選結果によって下記のように決定される。

1位vs16位	2nd Round	Semi Final	Final
8位vs9位			
5位vs12位	2nd Round		
4位vs13位			
3位vs14位	2nd Round	Semi Final	
6位vs11位			
7位vs10位	2nd Round		
2位vs15位			

第1609条

競技の実施

- 1 公式練習・インスペクションも競技の一部である。
- 2 決勝に進出した競技者は決勝の順位、ベスト・ポイント予選及びカット・ダウン予選で敗退した競技者はその順位、トライアル予選で不通過の競技者は【予選不通過】、トライアル不通過者は【トライアル不通過】の順に記載され公式成績と

- する。
- 3 トライアル予選不通過者は、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では同順位ながら上に掲載する。トライアル不通過者は予選不通過者の次位に掲載し、同様にスタート順の大きい選手を上に掲載する。
 - 4 決勝進出者およびベスト・ポイント、カット・ダウン予選出場者以外、順位の決定は行われない。
 - 5 ベスト・ポイント予選、カット・ダウン予選において同ポイントの競技者は同順位とし、スタート番号の大きい競技者を公式成績表では度順位ながら上に記載する。
 - 6 ベスト・ポイント決勝において、同順位がでた場合、同ポイントとなった試技の有効なジャッジのうち、高ポイントと比較し、順位をつける。さらに同ポイントであった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
 - 7 ジャム・ランキング決勝において、同順位がでた場合、上位ランキングを与えたジャッジの人数が多い競技者が上位となる。さらに同順位であった場合は、決勝の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。
 - 8 K.O.決勝において、同ラウンド敗退者は同順位となる。
 - 9 K.O.決勝において、ポイントを併用して同順位だった場合、同ポイントとなった試技のジャッジで、高ポイントを与えたジャッジの人数が多い競技者が勝者となる。さらに同順位であった場合は、対戦の後にプレーオフを設け、上記の方法に従い順位をつける。

第1610条

スタート合図

- 1 ジブ競技に於けるスタート合図は、ヘッド・ジャッジの採点準備確認の後、スタート審判の声“Ready, Go!”とする。スタート指示無視はジュリー判断とする。再走の場合、その出走順はヘッド・ジャッジの判断による。

第1611条

フォトセッション

- 1 フォトセッションは競技期間中に開催され、予選もしくは決勝の前後に設けられるべきである。
- 2 フォトセッションの開催時間はライダーズ（TC）ミーティングで告知される。

第1612条

ヘッド・ジャッジ（HJ：技術審判長＝主審も兼ねる）

- 1 ヘッド・ジャッジの義務
- 1 -1 ジャッジハウスの管理
- 1 -2 セクションの形状・数に合わせてジャッジハウスを配置する。この時、アプローチ、ランディングに死角が出来ないように注意すること。
- 2 競技開始前にジャッジ・ミーティングと模擬ジャッジを開催し、適正なジャッジが行われるよう準備しなければならない。
- 3 ジャッジを統括し、ジャッジングが円滑に行われるように配

- 置する。必要があればスコアの修正をし、そのジャッジに何が間違っていたのか伝える。
- 4 競技者のポイントについて最終的な責任を持ち、抗議があった場合はヘッド・ジャッジがその説明にあたる。
 - 5 ヘッド・ジャッジは緊急の場合以外、ジャッジングしてはならない。
 - 6 ヘッド・ジャッジは主審としてジュリー・メンバーに所属する。
 - 7 競技会中、各ジャッジがジャッジングの用意が出来たことをスタート審判に伝え、競技を円滑に進行させることに努めなければならない。
 - 8 FSタビュレーターと集計方法について確認しておかなければならない。決勝への勝ち上がり人数や同順位が出た場合などは必ず確認する。
 - 9 何らかの要因で競技者が再走する場合、そのスタート順についてFSタビュレーター、スタート審判と連絡を取り決定する。

第1613条

フリースタイル・ジャッジ (FJ：技術審判員)

- 1 ジブ競技では3名以上のジャッジを用意しなければならない。
- 2 ジャッジの義務。
- 2-1 ジャッジはジャッジ規定に従って任務を遂行しなければならない。
- 2-2 ジャッジは公式練習中模擬ジャッジをし、競技が終了するまでヘッド・ジャッジの補佐をしなければならない。
- 2-3 必要な場合はヘッド・ジャッジの手助けをしなければならない。
- 3 ジャッジの遂行。
- 3-1 各ジャッジは記録のためのメモリーボード、集計のためのスコアカード及び筆記用具を用意しなければならない。
- 3-2 各ジャッジは競技者を公平に、いかなる偏見も持たずにジャッジングしなければならない。
- 3-3 各ジャッジは競技者のスコアに関して、ヘッド・ジャッジを除く他のジャッジと相談しあってはならない。
- 3-4 各ジャッジは競技中、競技者または観客に話しかけてはならない。
- 3-5 競技者がいかなる理由でその滑走を中止したとしても、それまでのスコアをつけなければならない。
- 3-6 ジャッジ上発生するあらゆる問題は、レース・ジュリーによって裁定される。

第1614条

ジャッジの配置

- 1 ジャッジハウスは、コース全体と特にテイクオフとランディング・バーンが見渡せる位置及び高さを確保しなければならない。
- 2 ジャッジハウスは、12名分の机と椅子が置ける程度の、十分な広さを備えていなければならない。
- 3 ジャッジハウスには、ヒーター及びナイターの場合は作業に

- 十分な明るさのライトを用意すること。
- 4 各ジャッジはパーティションなどで隔てられていることが望ましい。
- 5 ジャッジハウスは、正面にコースを十分に見渡せるだけの窓を設け、立ち入りが認められるのは原則として次の役員とする。
- ヘッド・ジャッジ及びジャッジ
 - セクレタリー（競技事務局長）
 - ジュリー・メンバー
 - FS-TS
 - FSタビュレーター

第1615条

ジャッジ基準

- 1 公認競技会のジャッジングはJSBAオーバーオール・インプレッション・システムに基づいて行われる。
- 2 JSBAオーバーオール・インプレッション・システムは、競技者の滑走を総合的にジャッジングする。エクスキューション（完成度）、ディフィカリティー（難易度）、アンプリチュード、コンビネーション、バラエティー、プログレッション（斬新性）、リスク、テクニカル・ネイチャーを基準としている。
- 3 3名もしくは4名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、その合計点、5名のフリースタイル・ジャッジで採点する場合は、最高点と最低点を除いた3名のジャッジのスコアの合計点が競技者に与えられるポイントとなる。
- 4 競技者はスタート後、以下の状態になるまでが採点の対象となる。
- フィニッシュ・ラインを超えた時。
 - 両足がボードから外れた時。
 - 30秒以上停止した場合。
 - コースアウト後30秒以内にコースイン出来なかった場合。

MEMO

発行
競技本部
ルール公認委員会

—無断転載・複写を禁ず—